

白石町

子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月

白石町

目 次

第1章 計画の概要	
1. 計画策定の背景	3
2. 子ども・子育て支援新制度の概要	4
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の期間	6
5. 計画の策定体制	6
(1) 子ども・子育て会議の設置	6
(2) アンケート調査の実施	6
(3) 国・県との連携	6
第2章 本町の状況	
1. 人口の動向	9
(1) 白石町の人口推移	9
(2) 世帯の推移	10
(3) 出生数の推移	11
(4) 合計特殊出生率の推移	11
(5) 婚姻と離婚	12
(6) 女性の就労の状況	12
2. 子育て支援の状況	13
(1) 認可保育所の状況	13
(2) 幼稚園の状況	14
(3) 放課後児童クラブ利用者の状況	15
3. 将来人口推計	16
第3章 基本理念	
1. 基本理念	19
2. 基本目標	19
3. 施策体系	20
第4章 子ども・子育て支援サービス	
1. 子ども・子育て支援サービスの全体像	23
2. 教育・保育提供区域の設定	24
(1) 教育・保育提供区域の考え方	24
(2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項	24
(3) 本町の教育・保育提供区域について	24
(4) 提供区域設定の主な理由	25
3. 保育の必要性の認定について	26
4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の方策	27
(1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）	27
(2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）	28
5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の方策	29
(1) 利用者支援事業	29
(2) 地域子育て支援拠点事業	29
(3) 一時預かり事業	30
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	31
(5) 養育支援訪問事業	31
(6) ファミリー・サポート・センター事業	32

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	32
(8) 延長保育事業	33
(9) 病児・病後児保育事業	33
(10) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	34
(11) 妊婦健康診査事業	36
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	37
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	37
6. 子ども・子育て支援給付に係る 教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	38
(1) 認定こども園の普及及び推進	38
(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進	38
(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進	38
7. 関連施策の展開	39
(1) 産前・産後の休業及び育児休業後における 特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	39
(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を 要する支援に関する佐賀県が行う施策との連携	39
 第5章 次世代育成支援行動計画	
1. 次世代育成支援行動計画の評価	43
(1) 評価の項目	43
(2) 施策の達成状況	44
2. 評価の結果及び今後の施策の展開	45
基本目標1 子育て支援の充実	45
基本目標2 子どもや母親の健康の保持増進	52
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長	59
基本目標4 安心、安全な環境づくり	65
基本目標5 仕事と生活の調和の推進	69
基本目標6 支援が必要な児童・家庭へのきめ細やかな取組の推進	70
 第6章 計画の推進体制	
1. 市町村等の責務	75
2. 計画の推進に向けた役割	75
(1) 行政の役割	76
(2) 家庭の役割	76
(3) 地域社会の役割	76
(4) 企業・職場の役割	76
(5) 各種団体の役割	76
3. 計画の推進に向けた3つの連携	77
(1) 市町村内における関係者の連携と協働	77
(2) 近隣市町との連携と協働	77
(3) 国・県との連携、関係部局間の連携と協働	77
 資料編	
1. 白石町子ども・子育て会議の開催状況	81
2. 白石町子ども・子育て会議条例	82
3. 白石町子ども・子育て会議委員名簿	84

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されており、若年層の非正規雇用の増加や女性の継続的な就労、子育て世帯の男性の長時間労働など、子育てをめぐる社会環境は厳しい状況にあります。

また、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などは子育て世代のライフスタイルを従来とは異なる形に変化させ、身近な地域に相談できる相手がいないといった子育ての孤立や、家庭や地域における子育て力の低下も懸念されています。

子育て支援をめぐるっては、都市部において3歳未満の待機児童が依然として解消されない一方、少子化の影響から定員割れの幼稚園・保育所のある地域があるなど、子育て支援を取り巻く環境は地域によって大きく異なり、現行制度での対応が困難な状況にあります。

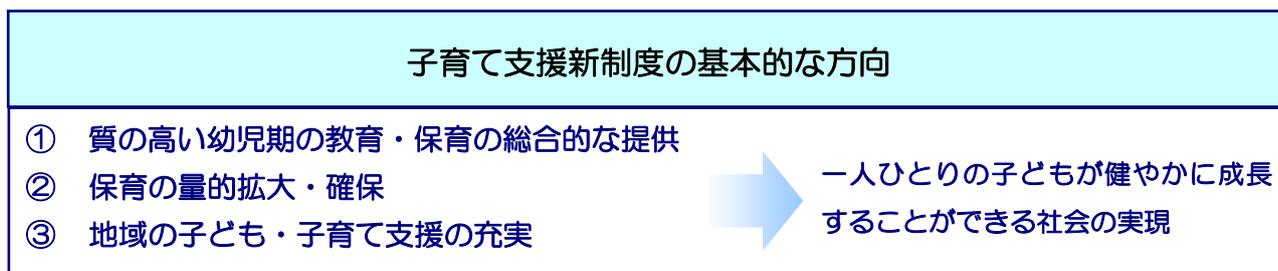
このような状況を背景に、平成 24 年 8 月には「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育・保育の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、いわゆる子ども・子育て関連 3 法が成立し、公布されました。この法律に基づく子ども・子育て支援新制度では、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとされています。

本町においては、平成 17 年 3 月に「次世代育成支援対策行動計画」を策定し、平成 17 年度から 26 年度までを計画期間として、おおむね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育てることが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的とし、本計画を策定します。

2. 子ども・子育て支援新制度の概要



(1) 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供に向けて、「認定こども園」制度が改正され、幼児期の教育と保育を一体的に提供する体制を整え、幼児期の教育・保育に関する保護者の選択肢を増やしていくことを目指されています。

具体的には、4種類ある認定こども園（「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」）のうち、「幼保連携型認定こども園」という種類の施設を見直し、これまで非常に複雑だった設置のための手続きを簡素化することにより、施設の設備と幼児期の教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図ることとされています。

(2) 保育の量的拡大・確保

保育の量（提供体制）の確保に向けては、保育所などの施設が、行政による設置の「認可」を受けやすさを改善・透明化し、施設等の設置を促進したり、「小規模保育」、「家庭的保育（「旧保育ママ」）」などのさまざまな手法による保育に対する新たな財政措置を行い、提供される保育の量や種類を増やしたりすることで、待機児童を解消することが目指されています。

また、「量」の拡大とともに、幼児期の教育・保育の「質」も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを行うこととされています。

(3) 地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」、「延長保育」、「地域子育て支援拠点事業」、「妊婦健康診査」などの事業の拡充を図ることとされています。

また、子育て支援に関する相談の受付や施設・サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなどの新たな取り組みによって、多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できる仕組みづくりが目指されています。

3. 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町の子育て支援の総合的な計画となります。

また、次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が平成 37 年 3 月 31 日までに延長されたことから、同法 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置付け一体的に策定するものとします。

また、地域福祉計画、障害者基本計画・障害福祉計画、健康増進計画等との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

子ども・子育て支援法（抄）

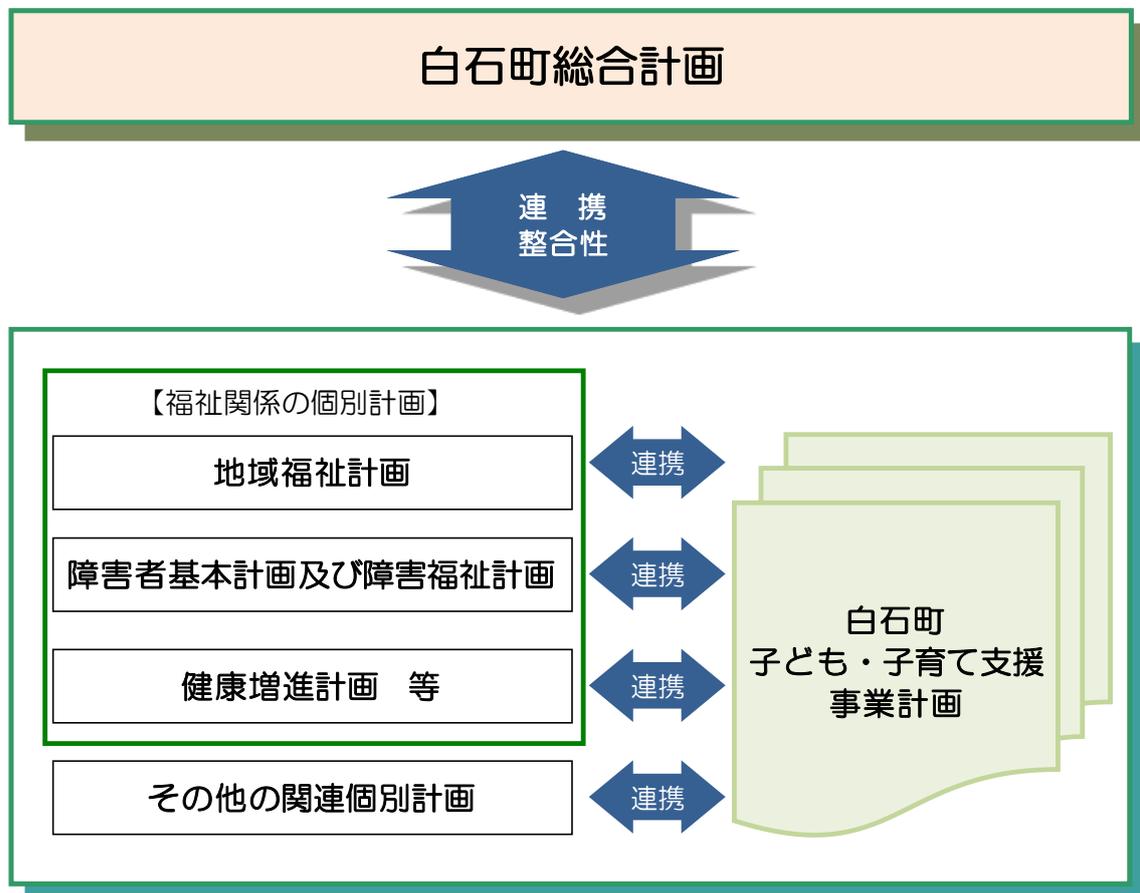
（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（抄）

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。



4. 計画の期間

計画期間については、平成 27 年度を開始初年度とし、平成 31 年度までの 5 年間とします。
また制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況を評価し、平成 31 年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しをおこなうものとします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
子ども・子育て支援事業計画				
				計画見直し

5. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成される「白石町子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しています。

(2) アンケート調査の実施

白石町に居住する保護者を対象に、アンケート調査を実施し、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをおうかがいし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

対 象	調査方法	配布数	回収数	回収率
①就学前児童の保護者	住民基本台帳より無作為に抽出し、郵送により配布・回収	850 票	367 票	43.2%
②小学生児童の保護者		650 票	316 票	48.6%

(3) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

第2章

本町の状況

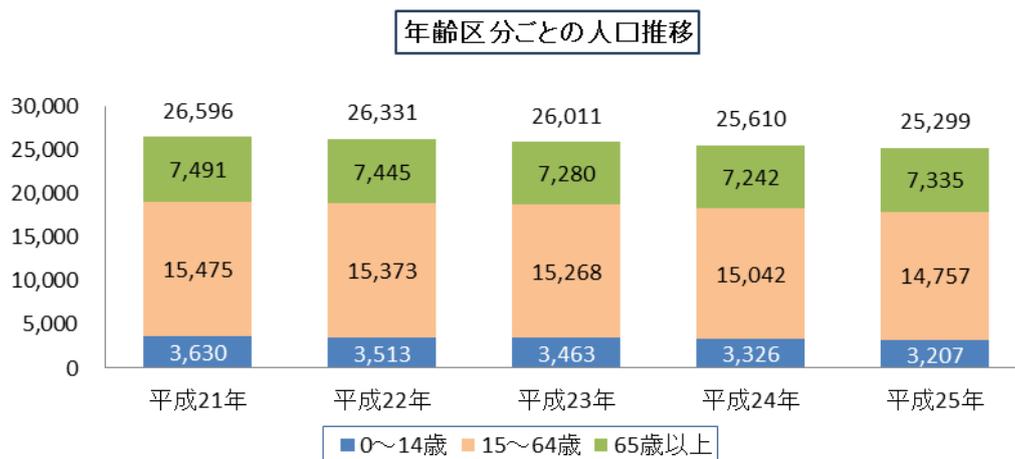
第2章 本町の状況

1. 人口の動向

(1) 白石町の人口推移

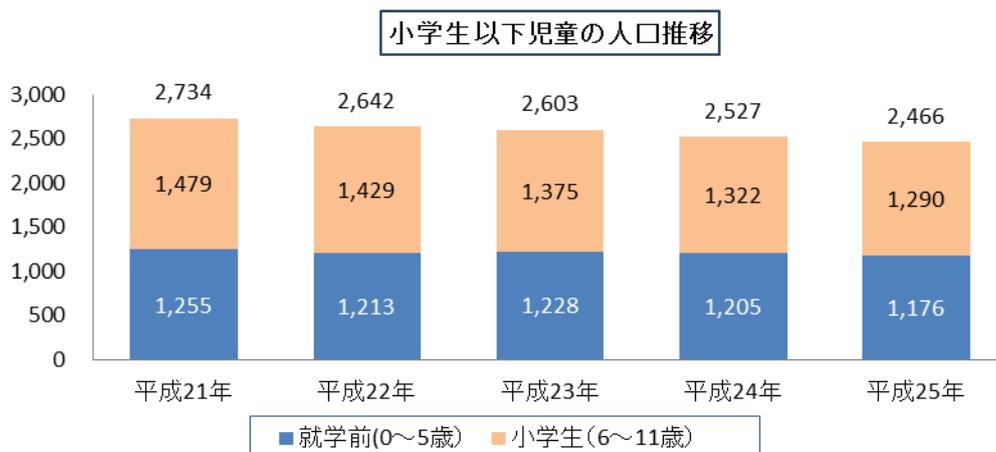
白石町の人口は、平成21年の26,596人から平成25年の25,299人と年々減少傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口では、0～14歳の年少人口、15～64歳までの生産年齢人口は減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口に関しては、平成24年まで減少傾向でしたが、平成25年に増加しています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

小学生以下の児童人口に関しては、就学前及び小学生ともに減少傾向で推移しています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

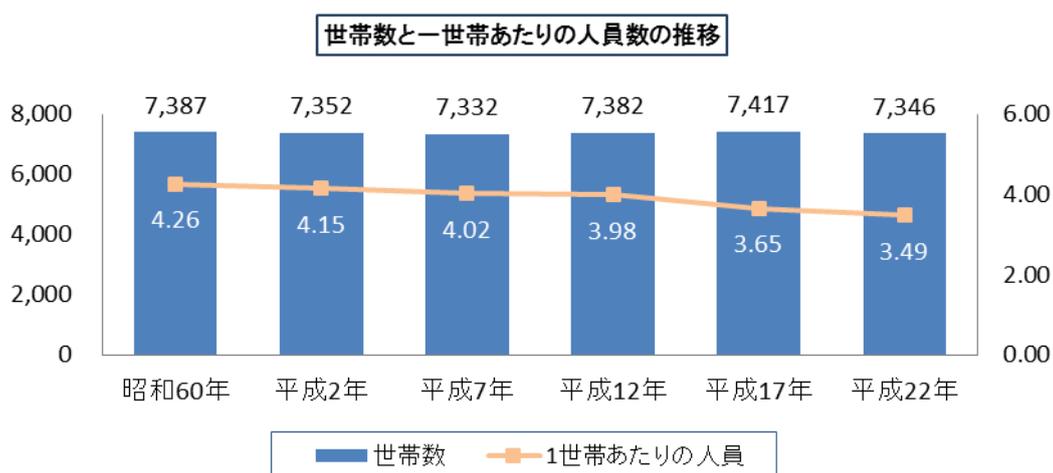
年少人口推移(平成 21 年度～25 年度)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	人口増減
0 歳	196	182	203	177	172	△ 24
1 歳	222	196	185	202	184	△ 38
2 歳	220	221	199	181	202	△ 18
3 歳	193	221	222	206	186	△ 7
4 歳	198	196	222	221	210	12
5 歳	226	197	197	218	222	△ 4
6 歳	216	231	197	196	220	4
7 歳	237	221	231	194	195	△ 42
8 歳	236	239	221	231	198	△ 38
9 歳	242	242	237	222	224	△ 18
10 歳	249	243	242	235	222	△ 27
11 歳	299	253	247	244	231	△ 68
合 計	2,734	2,642	2,603	2,527	2,466	△ 268

(2) 世帯の推移

国勢調査による白石町の世帯数は、年度ごとの増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

しかし、1 世帯あたりの人員では、昭和 60 年の 4.26 人から平成 22 年の 3.49 人と減少しており、核家族化の進行が見られます。

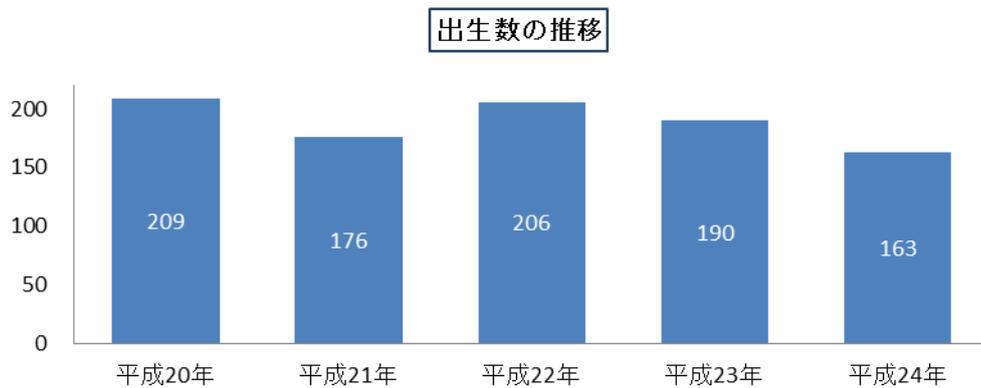


(昭和 60 年～平成 12 年は、旧白石町、福富町、有明町の合計)

資料: 国勢調査

(3) 出生数の推移

本町における出生数は、年度ごとの増減があり、最も多いのが平成20年の209人、最も少ないのが平成24年の163人となっています。

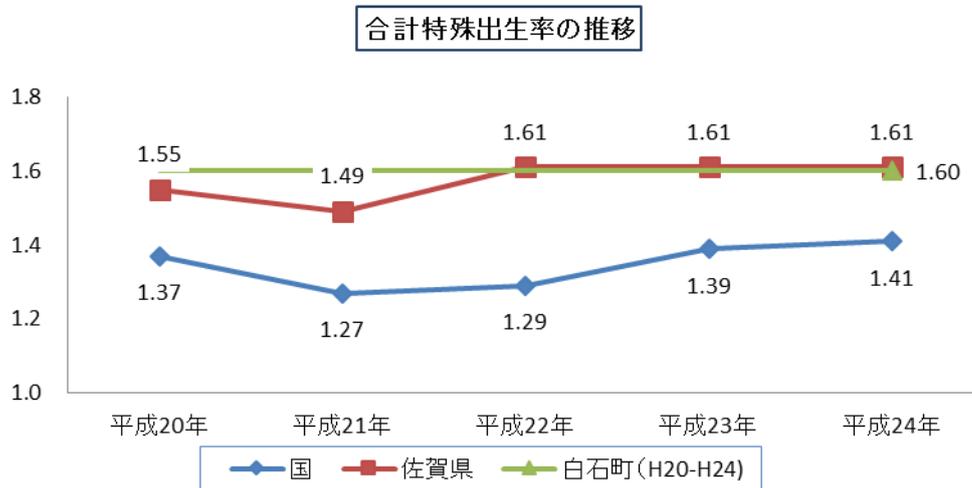


資料:人口動態統計

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、「15～49歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

白石町の合計出生率（平成20～24年で算出）は、国よりは高い水準にあり、佐賀県と同等の水準にあります。

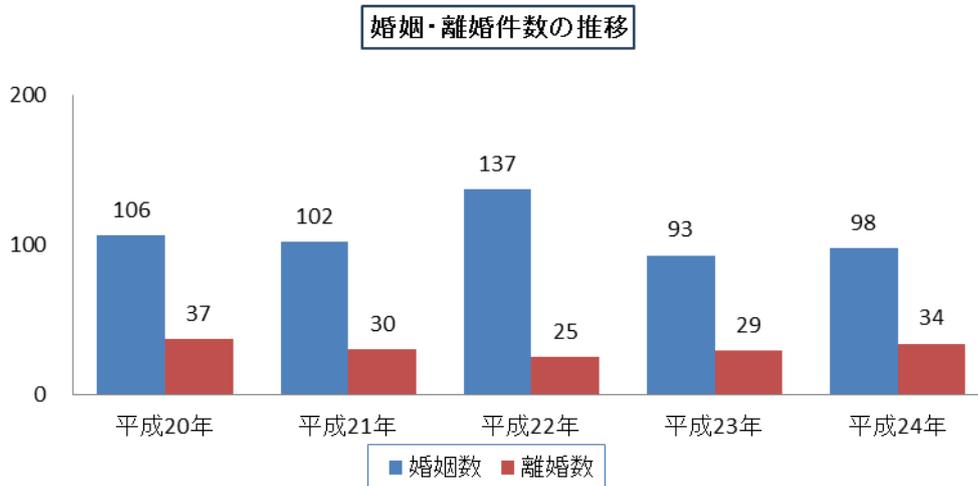


資料:人口動態統計

(5) 婚姻と離婚

婚姻については、年度ごとにバラつきがあり、平成22年が137件と最も多く、平成23年が93件と最も少なくなっています。

また、離婚については、平成20年が37件と最も多く、平成22年が25件と最も少なくなっています。

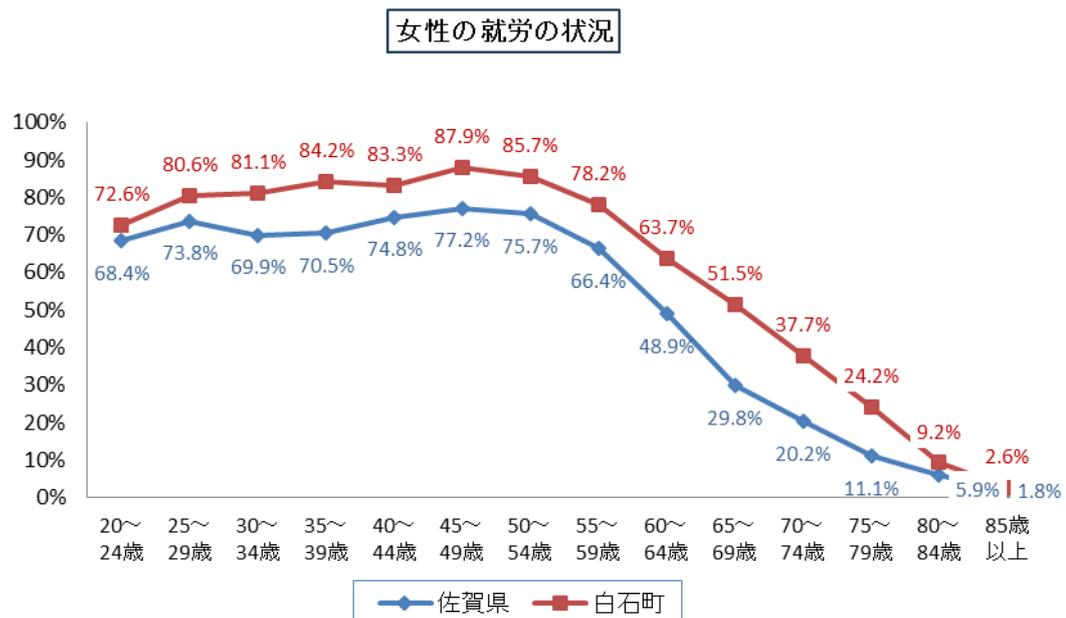


資料:人口動態統計

(6) 女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

白石町における女性の就労状況を佐賀県平均と比較してみると、全ての年代で就労率が高くなっています。



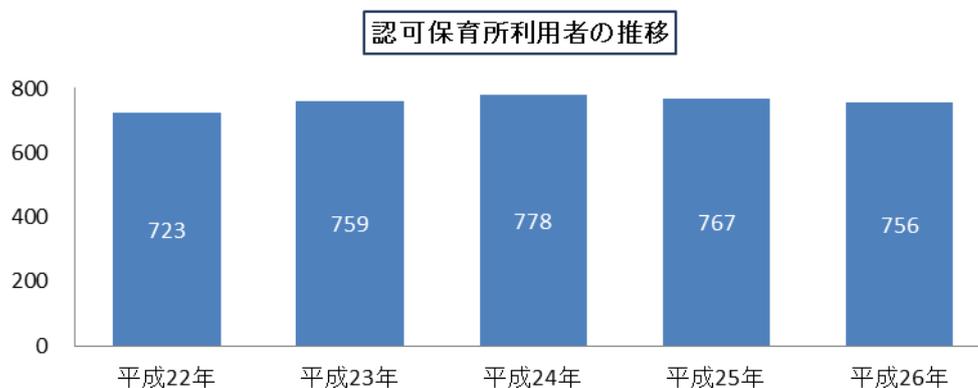
資料:平成22年 国勢調査

2. 子育て支援の状況

(1) 認可保育所の状況

認可保育所利用者数の合計は、平成 22 年の 723 人から平成 26 年には 756 人と年度ごとの増減はあるものの増加しています。

平成 26 年度の定員に対する利用者数は、福富保育園、あかり保育園、福田保育園、有明わかば保育園で定員を上回っています。

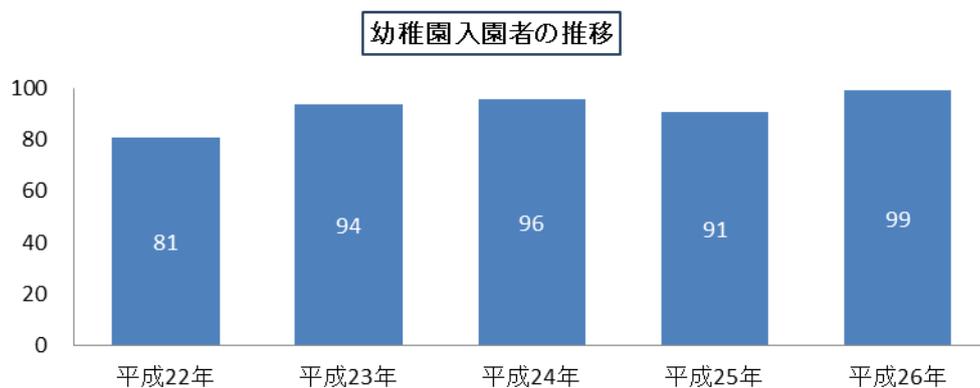


施設名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	26 年度 定員数
福富保育園	161	170	179	175	183	150
須古保育園(私立)	73	82	85	85	85	90
六角保育園	111	109	106	106	89	110
あかり保育園	75	67	80	80	87	80
福田保育園	46	54	62	54	50	45
有明ふたば保育園	92	108	103	103	110	110
有明わかば保育園	55	69	65	70	64	60
有明みのり保育園	51	51	52	51	42	50
管外保育所	59	49	46	43	46	—
合 計	723	759	778	767	756	695

資料:保健福祉課(各年 5 月 1 日現在)

(2) 幼稚園の状況

幼稚園利用者数の合計は、平成 22 年の 81 人から平成 26 年には 99 人と、年度ごとの増減はあるものの増加しています。



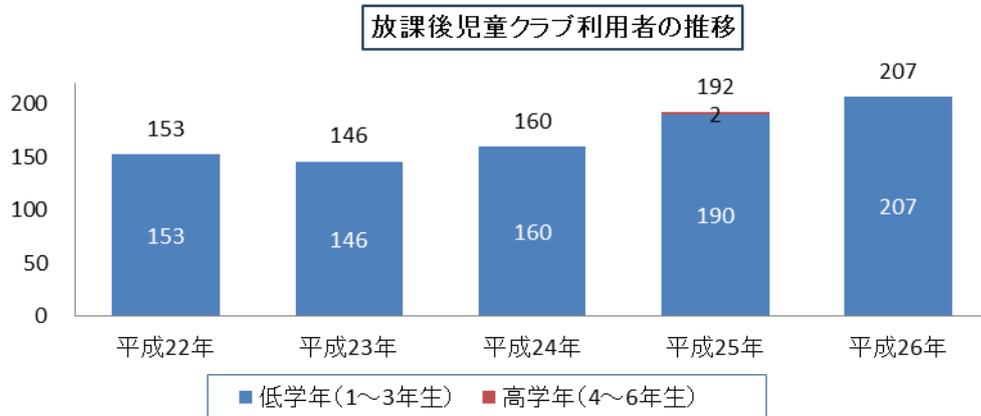
施設名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	26 年度 定員数
有明幼稚園(私立)	76	90	96	91	99	160
福富幼稚園(公立)	5	4	0	廃止	—	—
合 計	81	94	96	91	99	160

資料:保健福祉課(各年 5 月 1 日現在)

(3) 放課後児童クラブ利用者の状況

放課後児童クラブ利用者数は、平成 22 年の 153 人から、平成 26 年の 207 人と年々増加傾向にあります。

高学年の利用者数は、平成 25 年のみ 2 名の利用があります。



低学年(1~3年生)

施設名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
須古小学校スマイルクラブ	9	13	12	11	11
六角小学校わかばクラブ	18	16	17	21	26
白石小学校ひまわりクラブ	22	24	26	29	36
北明小学校ひばりクラブ	33	23	24	26	21
福富小学校すみれクラブ	40	38	41	50	44
有明東小学校こすもすクラブ	8	9	13	28	36
有明西小学校もみじクラブ	10	9	13	16	17
有明南小学校さくらクラブ	13	14	14	9	16
合 計	153	146	160	190	207

資料:保健福祉課(各年 5 月 1 日現在)

高学年(4~6年生)

施設名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
北明小学校ひばりクラブ	0	0	0	1	0
有明西小学校もみじクラブ	0	0	0	1	0
合 計	0	0	0	2	0

資料:保健福祉課(各年度 5 月 1 日現在)

3. 将来人口推計

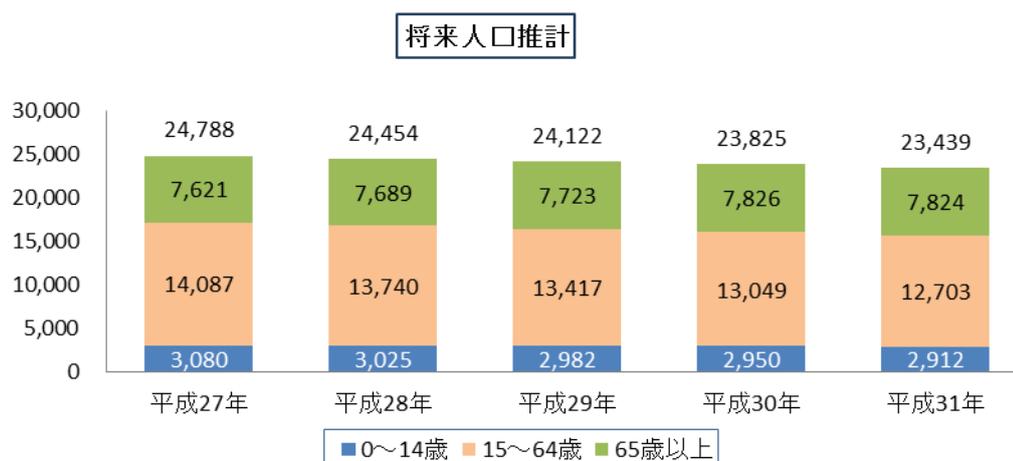
以下に、平成 27 年から平成 31 年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに減少傾向にあり、計画最終年の平成 31 年には総人口が 23,439 人、年少人口が 2,912 人と見込まれています。

(単位：人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
年少人口(0～14 歳人口)	3,080	3,025	2,982	2,950	2,912
未就学児(0～5 歳)	1,135	1,139	1,121	1,117	1,114
小学生(6～11 歳)	1,264	1,229	1,246	1,246	1,219
中学生(12～14 歳)	681	657	615	587	579
生産年齢人口 (15～64 歳)	14,087	13,740	13,417	13,049	12,703
老年人口 (65 歳以上)	7,621	7,689	7,723	7,826	7,824
総人口	24,788	24,454	24,122	23,825	23,439

※コーホート法による推計



注) 上記のデータは、下記①～④の数値を基に推計を行っております。

- ①平成 21 年～平成 25 年の各 4 月 1 日時点の各歳別人口
- ②平成 20 年～平成 24 年の各 10 月 1 日時点の年齢 5 歳各級別女子人口
- ③平成 20 年度～平成 24 年度 (各 4 月 1 日～3 月 31 日) の母親年齢 5 歳階級別 (15 歳～49 歳) の総出生数
- ④平成 20 年度～平成 24 年度 (各 4 月 1 日～3 月 31 日) の男子出生数

第3章

基本理念

第3章 基本理念

1. 基本理念

白石町では、安心してのびのびと子どもが育つことができるような環境づくりを進めるとともに、地域住民がそれぞれ役割を担い、助け合いや協力をして地域一丸となって子どもを育てていくことが重要であるという考え方に基づき、次世代育成行動支援計画において、“子どもとともに、人を育て、まちを育む”を基本理念として定めました。

本計画においても、子ども・子育て支援法の目的や「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識等を踏まえつつ、次世代育成行動支援計画において定めた基本理念を継承し、各種施策に取り組みます。

基本理念

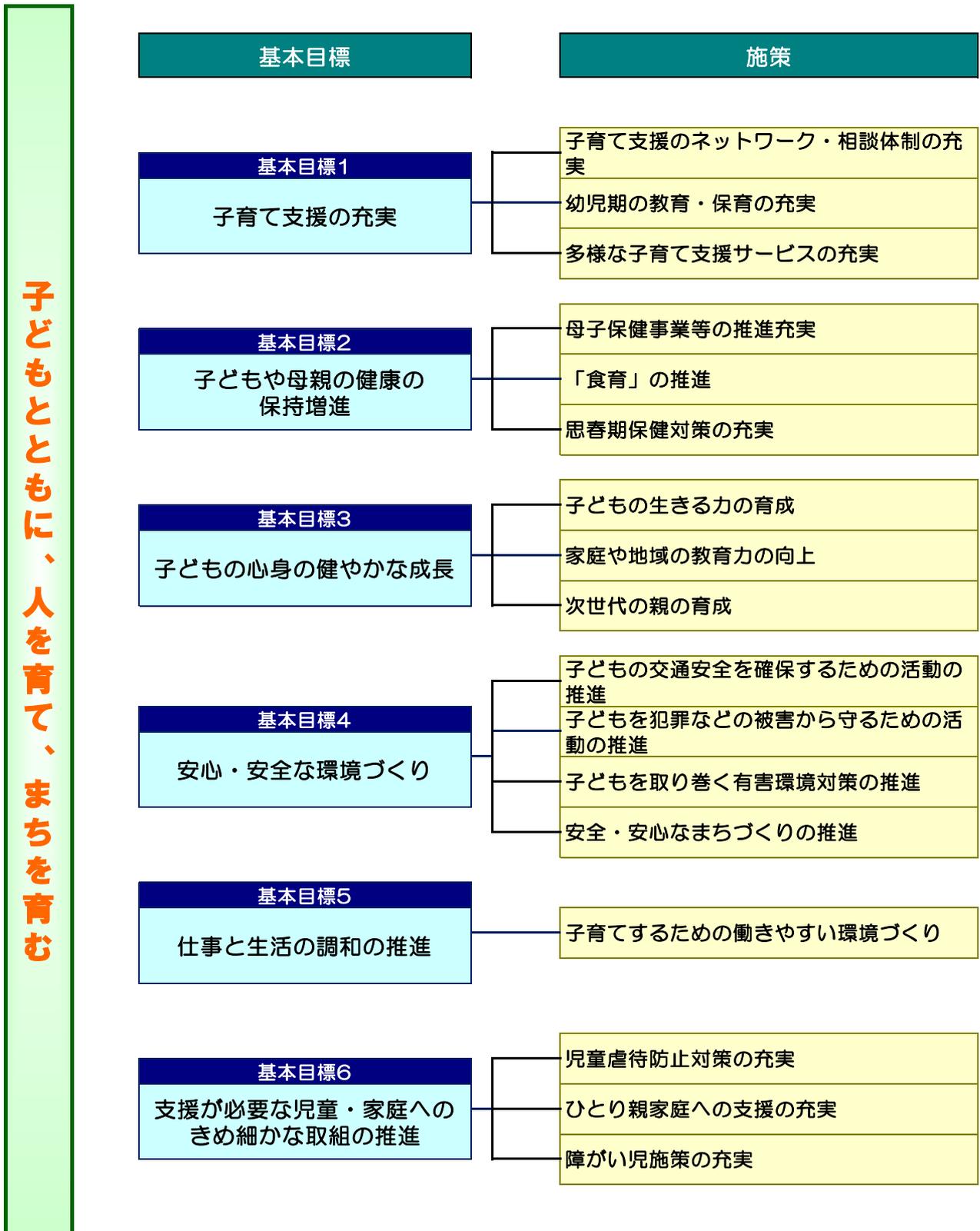
**子どもとともに、
人を育て、まちを育む**

2. 基本目標

すべての子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的とし、基本理念「子どもとともに、人を育て、まちを育む」の実現へ向けて、保護者の就労状況や家庭の状況など子育てを取り巻く環境を考慮し、以下の6つの基本目標を設定します。

基本目標1	子育て支援の充実
基本目標2	子どもや母親の健康の保持増進
基本目標3	子どもの心身の健やかな成長
基本目標4	安心・安全な環境づくり
基本目標5	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
基本目標6	支援が必要な児童・家庭へのきめ細かな取組の推進

3. 施策体系



第4章

子ども・子育て支援サービス

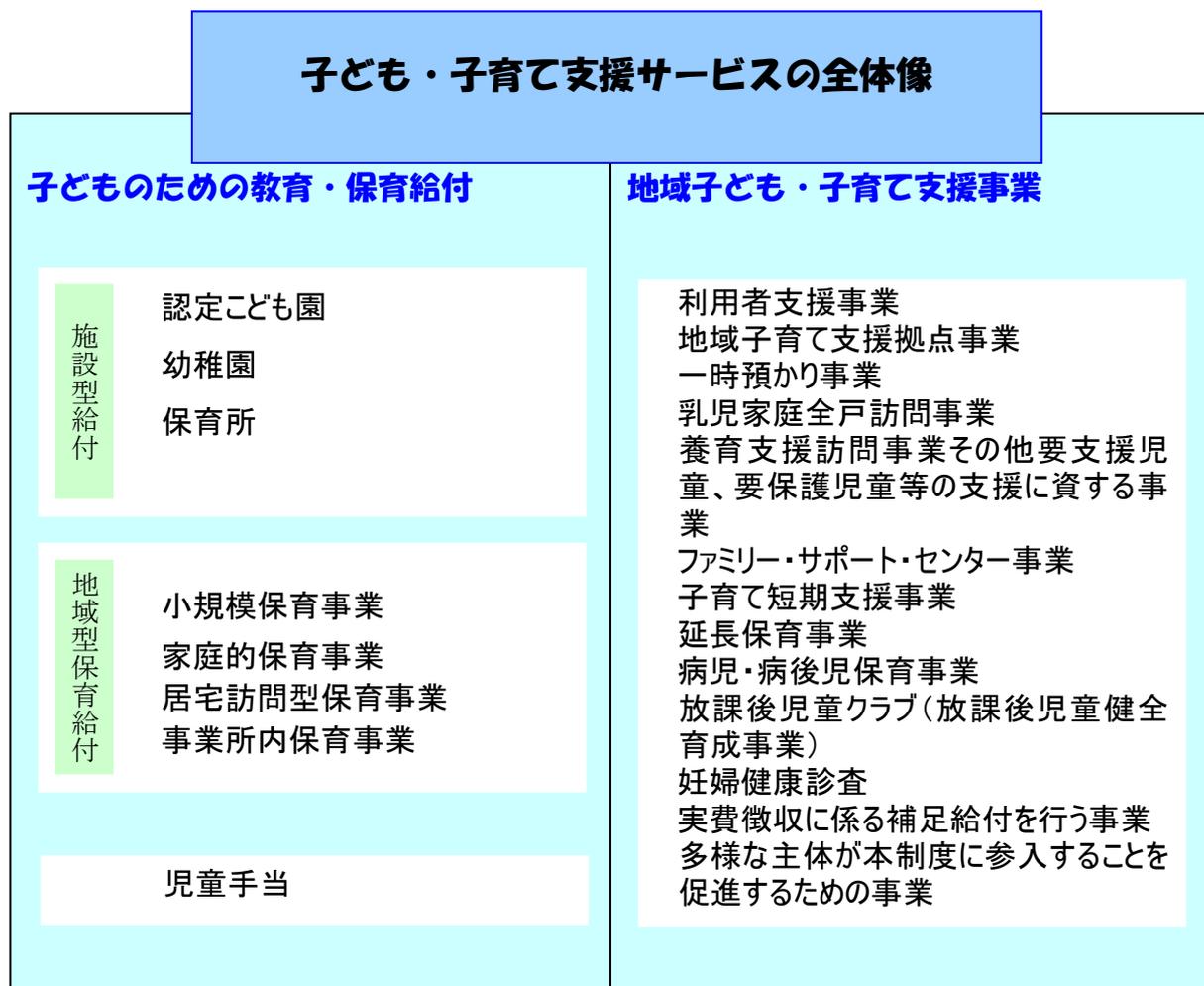
第4章 子ども・子育て支援サービス

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て支援新制度では、行政が保護者等に提供するサービスとして、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに大別されます。

「子どものための教育・保育給付」は施設型給付費と地域型保育給付費が対象となっており、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村が独自に実施する各種事業が対象となっています。

これら二つの大きな違いとしては、「子どものための教育・保育給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行うのに対して、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行う点にあります。



2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、子どものための教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

- ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項

ポイント1 事業量の調整単位として適切か	ポイント2 事業の利用実態を反映しているか
<ul style="list-style-type: none"> ●児童数や面積の規模 ●区域ごとに事業量の見込みが可能か ●区域ごとに確保策を打ち出せるか 	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者の移動状況を踏まえているか ●区域内で事業のあっせんが可能か ●現在の事業の考え方と合っているか

(3) 本町の教育・保育提供区域について

本町の教育・保育提供区域は、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、子どものための教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

区 域	該 当 事 業
町全域 (1 区域)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園、保育所 ・ 利用者支援事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 一時預かり事業 ・ 乳児家庭全戸訪問事業 ・ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ・ ファミリー・サポート・センター事業 ・ 子育て短期支援事業 ・ 延長保育事業 ・ 病児・病後児保育事業 ・ 妊婦健康診査 ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
小学校区 (8 区域)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

(4) 提供区域設定の主な理由

- ①保育所については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。
- ②区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・行政すべてに負担が発生します。

3. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。

町は、保護者の申請を受け、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

認定区分 支給認定は、次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象となる子ども
1号認定 (教育標準時間認定)	お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合
2号認定 (3歳以上保育認定)	お子さんが、満3歳以上で「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定 (3歳未満保育認定)	お子さんが、満3歳未満で「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

認定区分による施設・事業の利用区分

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	▲	×
	保育所	▲	○	○
地域型	小規模保育	▲	▲	○
	家庭的保育	▲	▲	○
	居宅訪問型保育	▲	▲	○
	事業所内保育	▲	▲	○

○：利用可能、×：利用不可、▲：特例給付による利用

保育の必要性の認定基準

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労、自営業などの居宅内の労働など ②就労以外の事由 妊娠・出産、保護者の疾病・傷害、同居または長期入院している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれ、育児休業中に既に保育を利用している子どもの継続利用、またそれらに類するものとして町が認める場合
区分 (保育の必要量)	①保育標準時間 主にフルタイム就労を想定した利用（最大11時間） ②保育短時間 主にパートタイム就労を想定した利用（最大8時間）
優先利用	ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業等、保育の優先的な利用が必要と判断された場合

4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしています。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。

(1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

認可保育所・地域型保育施設は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育が必要な場合に、子どもを預かって保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

【量の見込み】

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	815	818	803	802	803
2号認定	523	522	510	510	515
3号認定(0歳)	49	49	48	48	47
3号認定(1・2歳)	243	247	245	244	241
B. 確保提供数	840	837	836	833	831
2号認定	528	528	526	524	525
3号認定(0歳)	53	53	52	52	52
3号認定(1・2歳)	259	256	258	257	254
差異(B-A)	25	19	33	31	28

【確保の方策】

本町の現状としては、今後未就学児の人口減少が予想される中、保育所を利用する子どもは年々増加傾向にあります。

量の確保には、まずは既存保育所による受入体制の整備が重要なことから、施設整備の支援を通じて既存保育所の定員枠拡大に取り組みます。

また、現在のところ待機児童は発生していませんが、多くの保育所で認可定員を超えて受け入れる定員弾力措置が行われています。計画に位置付けることができる供給量は、認可定員の範囲内で設定する「利用定員」とされていることから、過去の入所実績や施設規模、職員配置の状況に応じて、適切な認可定員及び利用定員を設定します。

(2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、3歳から入園でき、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する教育・保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

【量の見込み】

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	60	60	58	59	59
B. 確保提供数	78	78	78	78	78
差異(B-A)	18	18	20	19	19

【確保の方策】

町内に 1 園ある幼稚園が、平成 27 年度に幼保連携型認定こども園に移行される予定です。

幼稚園の定員は、現在の 160 名から 75 名と変更となりますが、町外の幼稚園等で提供数を確保することにより、ニーズに応じられるものと考えます。

5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の方策

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本事業については、保健福祉課を窓口として下記のような事業を実施します。

- ①子育て等に関する相談（個別ニーズの把握、情報集約・提供、相談）
子育て相談日の設置（週に1回程度実施）
- ②教育分野等含めたより幅広い情報収集・提供
- ③施設・事業等の利用に当たっての助言・利用支援（アフターフォロー）
- ④療育支援事業（子育て相談の計画・実施）
- ⑤養育支援訪問（母子保健推進員のフォロー）
- ⑥乳児家庭全戸訪問（母子保健推進員のフォロー）
- ⑦要保護児童等の家庭訪問、家庭教育支援
- ⑧ママカフェの実施（子育てに役立つ情報の提供等）

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【実施状況】

（単位：人回/年）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	1,499	2,544	2,552	2,321
実施個所(箇所)	1	1	1	1

【量の見込み】

（単位：人回/年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
量の見込み	2,892	2,916	2,892	2,868	2,832	
確保方策	人数	2,892	2,916	2,892	2,868	2,832
	個所数	1	1	1	1	1

【確保の方策】

子育ての負担感等の緩和を図り、乳幼児とその保護者の相互交流を図る場として、現在実施している白石町地域子育て支援センター「ゆめてらす」で、今後も継続して事業を実施します。

(3) 一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

【実施状況】

（単位：人日/年）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	5,720	6,160	6,160	7,040
実施個所(箇所)	1	1	1	1

【量の見込み】

（単位：人日/年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	6,673	6,662	6,503	6,515	6,571
1号認定	255	254	249	249	251
2号認定	6,418	6,407	6,255	6,266	6,320
確保方策					
B. 利用可能数	6,250	6,720	6,720	6,720	6,720
実施個所(箇所)	1	1	1	1	1
差異(B-A)	△423	58	217	205	149

【確保の方策】

今後も継続して実施します。

②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

【実施状況】

（単位：人日/年）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	131	828	1,009	1,142

【量の見込み】

（単位：人日/年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	1,235	1,245	1,235	1,220	1,200
B. 利用可能数	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520
差異(B-A)	285	275	285	300	320

【確保の方策】

現在実施している地域子育て支援センター「ゆめてらす」に加え、保育所での一時預かりを実施します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

【実施状況】

(単位：人/年)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問人数	200	180	165	140

【量の見込み】

(単位：人/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問人数	182	181	177	173	171

【確保の方策】

乳児の心身状態を確認するとともに、保護者の育児不安や孤独感の軽減を図っていくため、訪問体制の充実を図りながら、今後も継続して事業を実施します。

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【実施状況】

(単位：人回/年)

	平成 26 年度
訪問人数	0

【量の見込み】

(単位：人回/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問人数	72	72	72	72	72

【確保の方策】

要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業については、今後も関係機関とより一層連携を図りながら、迅速かつ的確な支援に取り組みます。

(6) ファミリー・サポート・センター事業

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【実施状況】

（単位：人日/年）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	6	29	28	39

【量の見込み】

（単位：人日/年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	200	194	196	196	192
B. 利用可能数	200	200	200	200	200
差異(B-A)	0	6	4	4	8

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと利用可能数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、ニーズ量が利用可能数を下回っていることから、利用可能数での対応が可能です。

今後も、援助を必要としている人が円滑に利用できるよう、事業の広報・周知を充実させ、協力会員の確保に努めます。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【実施状況】

（単位：人日/年）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	0	0	2	0

【量の見込み】

（単位：人日/年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	14	14	14	14	14
B. 利用可能数	14	14	14	14	14
差異(B-A)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

白石町外の児童養護施設 1 箇所と委託契約をしています。今後も引き続き当該施設と委託契約を継続し、事業を実施していきます。

(8) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

【実施状況】 (単位：人日/年)

	平成 25 年度
利用者数	79
実施個所(箇所)	8

【量の見込み】 (単位：人日/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	198	199	196	195	194
確保方策					
B. 利用可能数	198	199	196	195	194
実施個所(箇所)	9	9	9	9	9
差異(B-A)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

町内の全保育所で実施しています。また、平成 27 年度に幼保連携型認定こども園となる「ありあけ幼稚園」(保育所部分)での実施も予定しています。今後も保育標準時間、保育短時間それぞれの利用時間外に対応することで、事業の充実を図っていきます。

(9) 病児・病後児保育事業

病気または病気の回復期にあるお子さんを保護者が就労等の理由により家庭で保育できない場合に、児童を病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

【実施状況】 (単位：人日/年)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	0	34	44	130
実施個所(箇所)	2	2	2	2

【量の見込み】 (単位：人日/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	148	149	146	146	145
確保方策					
B. 利用可能数	200	200	200	200	200
実施個所(箇所)	2	2	2	2	2
差異(B-A)	52	51	54	54	55

【確保の方策】

白石町内に実施している施設はありませんが、町外2箇所の施設と委託契約をしています。今後も引き続き当該施設と委託契約を継続し、事業を実施していきます。

(10) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【実施状況】

(単位：人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
登録児童数	153	146	160	192
実施箇所(箇所)	8	8	8	8

【量の見込み】

《全体》

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	260	252	248	246	240
低学年(1～3年)	231	223	217	214	210
高学年(4～6年)	29	29	31	32	30
確保方策					
B. 利用可能数	357	357	357	357	357
実施箇所(箇所)	8	8	8	8	8
差異(B-A)	97	105	109	111	117

《須古小学校スマイルクラブ》

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	24	23	24	21	21
低学年(1～3年)	22	21	22	19	19
高学年(4～6年)	2	2	2	2	2
確保方策					
B. 利用可能数	24	24	24	24	24
差異(B-A)	0	1	0	3	3

《六角小学校わかばクラブ》

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	25	25	27	27	29
低学年(1～3年)	23	23	25	25	27
高学年(4～6年)	2	2	2	2	2
確保方策					
B. 利用可能数	39	39	39	39	39
差異(B-A)	14	14	12	12	10

《白石小学校ひまわりクラブ》

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	44	44	40	42	40
低学年(1～3年)	37	37	32	34	32
高学年(4～6年)	7	7	8	8	8
確保方策					
B. 利用可能数	58	58	58	58	58
差異(B-A)	14	14	18	16	18

《北明小学校ひばりクラブ》

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	28	24	25	23	23
低学年(1～3年)	25	21	23	20	21
高学年(4～6年)	3	3	2	3	2
確保方策					
B. 利用可能数	50	50	50	50	50
差異(B-A)	22	26	25	27	27

《福富小学校すみれクラブ》

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	57	57	57	59	55
低学年(1～3年)	52	52	52	54	50
高学年(4～6年)	5	5	5	5	5
確保方策					
B. 利用可能数	100	100	100	100	100
差異(B-A)	43	43	43	41	45

《有明東小学校こすもすクラブ》

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	39	37	35	35	34
低学年(1～3年)	37	35	32	32	31
高学年(4～6年)	2	2	3	3	3
確保方策					
B. 利用可能数	37	37	37	37	37
差異(B-A)	△2	0	2	2	3

《有明西小学校もみじクラブ》

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	26	25	23	22	22
低学年(1～3年)	20	19	16	15	16
高学年(4～6年)	6	6	7	7	6
確保方策					
B. 利用可能数	30	30	30	30	30
差異(B-A)	4	5	7	8	8

《有明南小学校さくらクラブ》

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	17	17	17	17	17
低学年(1～3年)	15	15	15	15	15
高学年(4～6年)	2	2	2	2	2
確保方策					
B. 利用可能数	19	19	19	19	19
差異(B-A)	2	2	2	2	2

【確保の方策】

現在の実施施設において受入体制を継続していきます。ただし、既存の学童保育室で確保できない所については、学校の余裕教室の活用等、関係機関と協議をし、施設の充実を図ります。

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【実施状況】

(単位：人枚/年)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
健診受診回数	2,424	2,101	2,141	2,132

【量の見込み】

(単位：人枚/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
健診受診回数	2,492	2,478	2,464	2,422	2,366

【確保の方策】

母子健康手帳とともに妊婦健康診査受診票を交付し、安心して妊娠・出産できる環境を整え、るとともに、妊娠期からの一貫した健康管理を推進し、健康保持及び増進を図るため、今後も継続して事業を実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定保護者のうち、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保の方策】

対象となる児童・世帯の把握に努めつつ、国の方針等による財源の確保等を踏まえ適切に事業を実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保の方策】

現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、子ども的人格を形成するうえで基礎となる重要なものです。

子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、子どものための教育・保育の一体的提供を推進します。

(1) 認定こども園の普及及び推進

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園法が改正され、次のような認定こども園制度の改善が行われました。

○幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化を行い、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけします。

○既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に推進します。

○幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）となります。

○認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化します。

今後、認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

(2) 質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進

保育所における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行を行い、質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供を推進します。

(3) 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進

認定こども園や幼稚園、保育所と小学校職員の共通理解を図り、一貫して指導を推進するほか、職員の交流などを通じて、認定こども園や幼稚園、保育所と、小学校との連携を推進します。

7. 関連施策の展開

(1) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産前・産後休業及び育児休業後に円滑に、認定こども園や幼稚園、保育所を利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供及び相談支援等、必要な支援を行います。

本町では、育児休業後（原則 1 歳到達時）からの保育を希望する保護者については、予め復帰の時期（月日）がわかっている場合は、新年度の入園申し込みの際に希望を聞くなどし、申請を受け付けています。

今後、産前・産後休業及び育児休業後において、保育を希望する保護者が認定こども園や幼稚園、保育所を円滑に利用できるよう、ニーズに応じた施設の整備を進め、保護者に対しては、利用者支援事業等により必要な情報の提供及び相談支援を行えるよう体制を整えていきます。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する佐賀県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障害児等施策の充実について、佐賀県が行う施策との連携を行い、各種施策を実施します。

① 児童虐待防止対策の充実

○関係機関との連携及び相談体制の強化に努めます。

本町では、要保護児童の早期発見及び適切な保護や支援のため、関係機関の間で情報を共有し、連携を図る「白石町要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

○発生予防、早期発見、早期対応ができる体制づくりに努めます。

乳幼児健康診査や乳児全戸家庭訪問を利用し、困難を抱える家庭の早期支援に取り組みます。

○社会的養護施策との連携を図ります。

社会的養護を必要とする子どもについては、児童養護施設等や里親制度を利用して子どもが健やかに成長できるよう、学校等の地域の関係機関や県等とも連携しながら、支援体制の整備に努めます。

② ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、各種事業の利用に際して各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく国の基本方針及びこれに即して佐賀県が策定する第 2 次佐賀県ひとり親家庭等自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を 4 本柱として総合的な自立支援を推進します。

③ 障害児等施策の充実

○障害児等特別な支援が必要な子どもの健全な育成に努めます。

○障害のある子どもの可能性を最大限に伸ばすために必要な支援に努めます。

（自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害を含む）
具体的な施策については、障害者基本計画及び障害福祉計画に詳しく記載しています。

第5章

次世代育成支援行動計画

第5章 次世代育成支援行動計画

白石町では、「次世代育成対策推進法」に基づき、平成 21 年度に平成 22 年度から平成 26 年度を計画期間とする「白石町次世代育成支援後期行動計画」を策定し、地域における子育て支援をはじめ、母子保健等の保健対策、教育環境の整備、居住環境の整備、仕事と家庭の両立支援等、多岐にわたる子育て支援策の推進に努めてきました。

この「白石町次世代育成支援後期行動計画」の計画期間が、平成 26 年度で満了したことを受け、各種施策の実施状況や課題等を整理し、「白石町次世代育成支援後期行動計画」の評価を実施いたしました。

また、次世代の子どもを育成・支援しながら子育て家庭の就業と生活の両立の推進や結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進を新たな目標に掲げ「次世代育成支援推進法」が平成 27 年 4 月から 10 年間と延長になったことを受け、今後の方向性なども含めた新たな施策に関する整理を行います。

1. 次世代育成支援行動計画の評価

(1) 評価の項目

○ 事業名

次世代育成支援行動計画に記載されている事業名

○ 計画における方向性

次世代育成支援行動計画に記載されている事業の目的や方向性

○ 主な担当

各事業を実施する担当部署

○ 評価

各事業に対して計画期間内における評価を、次の 5 項目に分類し実施

評価	評価を行うための大まかなイメージ
A	当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと 100%以上
B	当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと 80～100%未満
C	大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと 50～80%未満
D	一部推進は出来たが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと 20～50%未満
E	未対応または、ほぼ推進ができておらず、達成率に直すと 20%未満

○ 具体的な実績と現状

各事業に対して、計画期間内に実施した具体的な実績及現状

○ 課題や今後の方向性等

各事業に対して、計画期間内の具体的な実績や現状を踏まえた課題及び今後の方向性等

(2) 施策の達成状況

各施策における達成状況を見ると、全体では、「B 当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと 80～100%未満」が 54.8%と最も多く、次いで「C 大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと 50～80%未満」19.4%、「A 当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと 100%以上」17.7%の順となっています。

基本目標別の施策の達成状況では、「A 当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと 100%以上」が最も多い基本目標は「2. 子どもや母親の健康の保持増進」で 37.5%、となっています。

基本目標	A 100%以上	B 80～100%未満	C 60～80%未満	D 20～60%未満	E 20%未満
全体	11 17.7%	34 54.8%	12 19.4%	2 3.2%	3 4.8%
1. 子育て支援の充実	4 21.1%	9 47.4%	3 15.8%	0 0.0%	3 15.8%
2. 子どもや母親の健康の保持増進	6 37.5%	7 43.8%	3 18.8%	0 0.0%	0 0.0%
3. 子どもの心身の健やかな成長	0 0.0%	7 63.6%	3 27.3%	1 9.1%	0 0.0%
4. 安心、安全な環境づくり	0 0.0%	8 80.0%	1 10.0%	1 10.0%	0 0.0%
5. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
6. 支援が必要な児童・家庭へのきめ細やかな取組の推進	1 20.0%	3 60.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%

2. 評価の結果及び今後の施策の展開

基本目標1 子育て支援の充実

子育ての様々な悩みやニーズに対応できるような子育て支援の質、量の充実に取り組みます。子育て支援のネットワークや子育ての情報提供と窓口の明確化を行います。

(1) 子育て支援のネットワークづくり

事業名	子育ての情報提供と窓口の明確化		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て情報の一元的把握と、窓口の明確化を行います。 ・広報紙やホームページで、町や県の子育てに関する情報提供を行います。 ・地域子育て支援センター、保育所・幼稚園などでの積極的な情報提供を行います。 		
主な担当	保健福祉課、総務課	評価	B
具体的な実績と現状			
情報提供の方法として、広報紙への掲載、ホームページで情報提供を行ってきましたが、細部にわたって周知が行き届いていないのが現状です。			
課題や今後の方向性等			
子育て情報提供について、周知徹底が図られる方法を取り、今後情報発信機能を強化していきます。また、町民の子育て支援への意識を高めていくために、分かりやすい子育て支援の情報発信に努めます。			

事業名	子育て支援のネットワークづくり		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援サービスのネットワークづくりを行います。 		
主な担当	保健福祉課・学校教育課	評価	B
具体的な実績と現状			
各小学校ごとに幼保小連絡協議会を開催し、新入学児童の円滑な就学のための連携をとっています。			
課題や今後の方向性等			
同じ世代の子どもを持つ保護者、育児サークルなどとの交流を促進します。			

事業名	子育てに関する意識啓発の実施		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域で子育てを担うことの重要性について、意識啓発を行います。 		
主な担当	保健福祉課	評価	B
具体的な実績と現状			
母子健康手帳交付時や出生届の際に、各種パンフレットの配布をするなど情報提供を行っています。			
課題や今後の方向性等			
これから親となる世代や初めての子を持った親などに対して、子育ての意義や大切さを様々な面から伝えることで、親になることのすばらしさや親であることの自覚を持つよう、その育成につとめます。また、子育て中の保護者だけでなく、全ての町民に対し、社会全体で子育てを支援していこうという意識が高まるような情報提供を推進します。			

(2) 幼児期の教育保育の充実

事業名	通常保育事業、施設整備		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・通常保育時の保育内容の充実に取り組みます。 ・状況に応じ、施設整備に取り組みます。 ・保護者への相談支援などを行い、信頼関係の構築に努めます。 ・行事や講演会を通じた家庭教育の支援に取り組みます。 		
主な担当	保健福祉課	評価	B
具体的な実績と現状			
通常保育の充実を図り、適切な修繕・施設整備への取り組みを行いました。			
課題や今後の方向性等			
保護者の生活実態やニーズを十分にふまえ、子どもを第一に考えた保育所等を拠点とした子育て支援の充実を図ります。			

事業名	一時保育（預かり）事業		
計画における方向性	・今後も継続し、よりよい実施体制について検討します。		
主な担当	保健福祉課	評価	B
具体的な実績と現状			
平成22年度より、白石町社会福祉協議会に事業委託し、白石町交流館1階地域子育て支援センター「ゆめてらす」にて一時預かり事業を実施し、利用者数も年々増加しています。 <<利用実績>> H22年度…131人、H23年度…828人、H24年度…1,009人、H25年度…1,142人			
課題や今後の方向性等			
ニーズは高く、利用者数も年々増加傾向にあります。今後は、地域子育て支援センターだけでなく、保育所等での一時預かり事業も実施していきます。			

事業名	幼稚園の一時預かり		
計画における方向性	・私立幼稚園においては相談に応じ、一時預かりを実施しています。また公立幼稚園では公立保育所での受入を要請します。		
主な担当	保健福祉課	評価	C
具体的な実績と現状			
町内幼稚園は、町立福富幼稚園が平成24年度に廃園となり、私立有明幼稚園の一園のみとなりました。有明幼稚園では、在園児に対しての預かり保育が実施されています。 <<預かり保育利用状況>> H22年度…26人、H23年度…28人、H24年度…28人、H25年度…32人			
課題や今後の方向性等			
現在実施されている預かり保育に関して、今後も継続していただくようお願いしたいと思います。			

事業名	延長保育事業		
計画における方向性	・今後も継続して実施します。		
主な担当	保健福祉課	評価	A
具体的な実績と現状			
町内のすべての保育所で延長保育を実施しています。 通常保育 7:00~18:00 延長保育 18:00~19:00 (1時間)			
課題や今後の方向性等			
今後も継続して実施します。 今後は各保育所等の実態及び保護者の生活実態に即した開所時間の検討を行います。			

事業名	夜間保育事業		
計画における方向性	・今後の動向をみながら、ニーズをふまえて実施を検討します。		
主な担当	保健福祉課	評価	E
具体的な実績と現状			
現在、実施していません。			
課題や今後の方向性等			
今後の動向を見ながら、ニーズを踏まえて実施の検討を行います。			

事業名	休日保育事業		
計画における方向性	・実施に向けて体制を検討します。		
主な担当	保健福祉課	評価	E
具体的な実績と現状			
現在、実施していません。			
課題や今後の方向性等			
平成27年度より「あかり保育園」で実施します。			

事業名	病後児保育事業		
計画における方向性	・今後も継続して実施します。		
主な担当	保健福祉課	評価	B
具体的な実績と現状			
<p>児童が病気の回復期であり、かつ集団保育が困難な期間において、当該児童（概ね小学校3年生以下）を病院に敷設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業です。</p> <p>実施施設 樋口医院（嬉野市）古賀小児科（江北町）</p> <p>《利用実績》</p> <p>H22年度…0人、H23年度…34人、H24年度…44人、H25年度…128人</p>			
課題や今後の方向性等			
<p>町内での実施を望む声があるものの、病後児保育事業を実施するためには、専門施設の準備や費用面、病院側の考えもあることから容易ではないと思われます。</p> <p>利用者は増加しているものの、事業を知らない方も未だいらっしゃることから、今後はPRを図りたいと思います。</p>			

事業名	特定保育事業		
計画における方向性	・ファミリー・サポート・センター事業などの他事業で対応します。		
主な担当	保健福祉課	評価	E
具体的な実績と現状			
現在、実施していません。			
課題や今後の方向性等			
<p>保護者の就労等により週2、3日、または時間によって一時的に保育が必要な保護者の方には、白石町交流館1階地域子育て支援センター「ゆめてらす」で実施している一時預かり事業「ひよこぐみ」を利用していただいております。今後も対応していきたいと考えています。</p>			

事業名	保育サービスの質の向上		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付箱を設置し、情報の共有を行います。 ・県主催の研修を活用するとともに、講師を招いての自主的な研修に取り組みます。 		
主な担当	保健福祉課、学校教育課	評価	A
具体的な実績と現状			
各保育所の苦情については苦情受付箱を設置し、苦情等については苦情処理改善委員会を設置することにより、適切な対応に努めています。			
課題や今後の方向性等			
今後は事案の検討をしながら、苦情への更なる適切な対応ができるよう研修等にも積極的に参加し保育士の資質向上及び環境設定に努めます。			

事業名	地域との交流活動の推進		
計画における方向性	・ 保育所・幼稚園において地域との交流活動を推進します。		
主な担当	保健福祉課、学校教育課	評価	C
具体的な実績と現状			
町内の幼稚園は私立幼稚園が1園であり、地域との交流については小学校運動会に招待し、交流を行っています。 保育所・幼稚園においては、運動会、生活発表会への地域の方のご招待、餅つきなどでの地域の方からの指導などにより交流を図っています。			
課題や今後の方向性等			
今後も保育所・幼稚園と学校、地域の方との交流を図るため、小学校運動会への招待や園行事への参加の呼びかけを行います。			

(3) 多様な子育て支援サービスの充実

事業名	ショートステイ・トワイライトステイ事業		
計画における方向性	・ 今後も継続して実施します。		
主な担当	保健福祉課	評価	B
具体的な実績と現状			
平成21年度から、他市の児童福祉施設に委託し実施しています。 ≪利用実績≫ H21年度…0人、H22年度…0人、H23年度…0人、H24年度…2人、H25年度…0人			
課題や今後の方向性等			
家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護する必要がある場合に備え、今後も継続して実施します。			

事業名	ファミリー・サポート・センター事業		
計画における方向性	・ 会員増加のための広報活動や、会員の交流会や研修会を行うなど、内容の充実に取り組みます。 ・ 今後は交流館を拠点とし、事業を実施する予定です。		
主な担当	保健福祉課	評価	C
具体的な実績と現状			
生後3ヶ月から小学校3年生までの子どもを対象に実施しており、利用料の1/2を町が助成を行っています。 ≪利用実績≫ 利用会員 H21…43人、H22…39人、H23…43人、H24…49人、H25…60人 協力会員 H21…28人、H22…26人、H23…29人、H24…27人、H25…9人			
課題や今後の方向性等			
利用会員数は、年々増えてきているにも関わらず、協力会員数が平成25年度に激減しました。その理由として、協力会員の高齢化等が考えられます。 今後も需要は増えることが考えられることから、協力会員の新規登録が求められます。会員増加のための広報活動や、会員の交流会や研修会を行うなど、内容の充実に取り組みます。			

事業名	放課後児童クラブ		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して実施します。 ・土曜日の開設について検討します。 		
主な担当	保健福祉課	評価	A
具体的な実績と現状			
<p>土曜の開設については、六角小学童1カ所で7:40～18:00まで実施しています。</p> <p>≪利用実績≫※年度当初利用者数 H22年度…153人、H23年度…146人、H24年度…160人、H25年度…192人</p>			
課題や今後の方向性等			
<p>子ども・子育て支援新制度により、職員や施設・設備について、新たに基準を設けて質の向上を図ります。</p> <p>また対象児童が6年生まで拡充されます。</p>			

事業名	地域子育て支援センター（公共施設の開放）		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・保育教室や子育て相談などの支援を行い、親子の交流を図るとともに、情報提供に努めます。 ・相談、交流の場として広報紙などでの周知を行います。 ・今後は現交流館を拠点とし、事業を実施予定です。 		
主な担当	保健福祉課	評価	A
具体的な実績と現状			
<p>社会福祉協議会に委託して、白石町交流館「ゆめてらす」（旧本庁舎）にて実施し、子育て中の保護者、乳幼児のための交流できる場、子育ての悩みを気軽に相談できる場、情報交換の場として開設しています。</p> <p>利用対象者：就学前の児童及び保護者、子育て支援に関する支援活動を行う者</p>			
課題や今後の方向性等			
<p>今後はさらに親子の交流を図る環境の構築に努めます。</p> <p>また、休みの日の開園等の検討を行います。</p>			

事業名	子育てサークルの活動支援		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・育児サークルの活動の支援を行います。 		
主な担当	保健福祉課	評価	A
具体的な実績と現状			
<p>対象育児サークルとしては、現在「あいあい」があり、毎月1回または隔月1回実施しています。</p> <p>母親8名 乳幼児10名で構成</p>			
課題や今後の方向性等			
<p>サークル事業等の保育士が伺い、一緒に遊んだりするなどのミニ事業やサークル事業についてのご相談にんだり、活動場所の提供などの支援を行います。</p>			

事業名	子育てに伴う経済的負担の軽減		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育料の負担について、支給要件の緩和や支援の拡充に向けて関係機関への働きかけを進めます。 ・ 窓口を明確化し、制度の周知徹底に努めます。 		
主な担当	保健福祉課	評価	B
具体的な実績と現状			
<p>保護者の負担軽減のために、保育料を国の基準より安く定めています。 白石町の保育料は、全体で国の定める保育料の約70%に設定し、約30%の軽減を実施しています。</p>			
課題や今後の方向性等			
<p>子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査では、就学前児童の保護者の80.3%、小学生の保護者の60.8%が保育サービスの費用負担の軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援を町に期待すると答えています。</p>			

基本目標2 子どもや母親の健康の保持増進

妊産婦健診、予防接種や乳幼児健康診査などをはじめとした母子保健事業を推進するとともに、基本的な生活習慣の習得や思春期保健対策に取り組みます。

(1) 母子保健事業等の推進充実

事業名	妊産婦に対する支援		
計画における方向性	・妊婦健康診査受診票の発行による、妊婦健康診査の補助を行います。		
主な担当	保健福祉課	評価	A
具体的な実績と現状			
妊婦健康診査受診票については、14枚の補助券を発行し、妊婦の疾病等の早期発見と乳幼児の健全な発達を促進しました。			
課題や今後の方向性等			
今後も、引き続き妊婦健康診査受診票を発行し、妊婦健診の補助を行うとともに、ハイリスク妊産婦については、相談、支援を行います。			

事業名	こんにちは赤ちゃん訪問事業による全戸訪問		
計画における方向性	・赤ちゃんのいる家庭の全戸訪問を行い、きめ細やかな相談支援を行います。		
主な担当	保健福祉課	評価	A
具体的な実績と現状			
生後2～4か月までの赤ちゃんの全戸訪問を母子保健推進員もしくは保健師が行い、赤ちゃん、母親との最初の繋がりを図り、今後の健診、相談支援に繋げました。			
課題や今後の方向性等			
今後は、赤ちゃんの状況と合わせ、産後の母親の心の状態を理解し、きめ細やかな相談支援を行います。			

事業名	乳幼児相談と各種健康診査		
計画における方向性	・疾病の早期発見のための発達段階に応じた健康診査、アドバイスを行います。 未受診者に対しては個別に相談に応じます。 ・広報誌等による健康診査や相談の案内を行います。		
主な担当	保健福祉課	評価	A
具体的な実績と現状			
2か月児相談、1歳児相談、2歳6か月児相談の他、毎月専門スタッフによる個別相談を行いました。 乳児健康診査（3～4か月児）、9～10か月児健康診査、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診を行い、疾病の早期発見に努め、発育、発達相談を実施しました。 各種健診については、個別通知を行い受診率の向上に努め、未受診者については、保健師が電話や個別訪問を行いました。 保健行事予定の広報紙への掲載、子育て情報誌への掲載等で周知を図りました。			
課題や今後の方向性等			
今後も疾病の早期発見、発達障がいへの支援を行うため、保健相談事業の充実を図ります。			

事業名	予防接種		
計画における方向性	・ 疾病予防のための各種予防接種を行います。未受診者に対しては電話、訪問等で勧奨します。		
主な担当	保健福祉課	評価	B
具体的な実績と現状			
<p>予防接種については、出生届時、2か月児相談で説明を行い、各種健診時に接種状況の確認と未接種者については、勧奨を行いました。</p> <p>予防接種のほとんどが就学前に済ませておくものが多いことから、就学児健診に出向き接種確認を行いました。</p>			
課題や今後の方向性等			
<p>疾病予防と感染拡大防止のため、今後も予防接種を適正に行い接種率の向上を図ります。そのためにも関係団体の協力を得ながら広報に努めます。</p>			

事業名	フッ素塗布・フッ素洗口		
計画における方向性	・ 今後も継続して実施します。		
主な担当	保健福祉課	評価	A
具体的な実績と現状			
<p>1歳以上児について各健診時にフッ素塗布を実施しました。また、1歳児歯科健診と2歳6か月児健診時には、対象者以外の希望者についてもフッ素塗布を無料で実施しました。</p> <p>また、フッ素洗口については、幼稚園、保育所、小学生で実施しており、平成24年度からは全中学校で実施しています。</p>			
課題や今後の方向性等			
<p>今後も継続して実施します。</p>			

事業名	園に出向いての健康教育（虫歯予防教室・食育講習会）		
計画における方向性	・ 園児の食生活と食習慣の確立及び健康づくりのための活動を実施します。		
主な担当	保健福祉課	評価	B
具体的な実績と現状			
<p>白石町の幼児の虫歯率は県内でも高い状況にあることから、幼稚園、保育所で保健師、歯科医による講話、歯科衛生士による園児へのブラッシング指導を行いました。また、よりよい食習慣の確立のため、栄養士、食生活改善推進員による健康教育を実施しました。</p>			
課題や今後の方向性等			
<p>今後も、園児、保護者に食習慣の確立及び健康づくりのための活動を実施し、食育を推進します。</p>			

事業名	事故防止のための啓発活動の推進		
計画における方向性	・乳幼児相談、健康診査の機会をとらえ、保護者への事故防止の啓発を実施します。		
主な担当	保健福祉課	評価	A
具体的な実績と現状			
乳幼児相談、健康診査の機会をとらえ、資料を提示しながら保護者への事故防止の啓発に努めました。			
課題や今後の方向性等			
今後も乳幼児相談、健康診査の機会をとらえ、保護者への事故防止の啓発を実施します。			

事業名	母と子の相談室		
計画における方向性	・子育て相談を充実させます。		
主な担当	保健福祉課	評価	B
具体的な実績と現状			
毎月1回子育て相談を実施し、専門のスタッフによる相談事業を行いました。また、平成25年度、26年度については、県との共催により療育相談を実施しました。 また、保健師、保育士が子どもの発達に関する研修等に参加し、相談事業の充実が図られました。			
課題や今後の方向性等			
子育て相談の対象者は増加傾向にあるため、相談日の確保と関係機関の連携を図り、支援を行います。また、各種研修会へ参加しスタッフのスキルアップを図ります。			

事業名	小児医療の充実		
計画における方向性	・地区医師会等と連携し、医療体制の整備に取り組みます。		
主な担当	保健福祉課	評価	A
具体的な実績と現状			
武雄杵島地区医師会・鹿島藤津地区医師会と連携し、小児の時間外診療体制の整備を図りました。			
課題や今後の方向性等			
今後も地区医師会等と連携し、医療体制の整備に努めます。			

事業名	基本的生活習慣の獲得		
計画における方向性	・基本的生活習慣の獲得のための幼保小中の一貫した取組を行います。		
主な担当	保健福祉課、学校教育課	評価	C
具体的な実績と現状			
小中学校においては、「早寝、早起き、朝ごはん」の推進及び生活チェックシートなどを使い、基本的生活習慣の定着を図っています。			
課題や今後の方向性等			
<p>基本的生活の獲得は、家庭との連携を図る必要があります。</p> <p>今後も、小中学校においては、「早寝、早起き、朝ごはん」の推進及び生活チェックシートなどを使い基本的生活習慣の定着を図っていく必要があります。</p>			

(2)「食育」の推進

事業名	乳幼児健康診査での栄養指導、及び情報提供		
計画における方向性	・食生活のリズムの確立に向け、家庭における食育の推進を支援していきます。		
主な担当	保健福祉課	評価	B
具体的な実績と現状			
各健康診査での栄養相談、2か月児相談での離乳食指導を行いました。また、1歳児相談、2歳6か月児健診時は、栄養士による集団指導を行っています。			
課題や今後の方向性等			
今後も各種健診時での集団指導のなかで、家庭での食育推進の重要性を説き、理解を求めます。			

事業名	保育所、幼稚園、小中学校での食育の推進		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・行事食の提供を行います。 ・献立表、給食だよりによる食育の推進に取り組みます。 ・料理体験、農漁業体験学習を推進します。 ・楽しく食事をするためのマナー、規則正しい生活リズムの習得を目指します。 ・小中学校での正しい食習慣の定着に取り組みます。 ・「早寝・早起き・朝ご飯」推奨運動を実施します。 ・子どもたちが自分で食事の用意が出来るようにします。 ・学校給食での地産地消を推進します。 		
主な担当	保健福祉課、学校教育課	評価	B
具体的な実績と現状			
<p>学校給食においては、献立表の配布、食事のマナー等の推進を図っています。また、食事の献立の栄養価などの教育を行い、食育の推進を行っています。</p> <p>学校においても、調理体験や農業体験、酪農体験を通じ食について学んでいます。</p> <p>給食の食材についても、地元のお米などを使用し、地産地消の推進を行っています。</p>			
課題や今後の方向性等			
<p>食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。</p> <p>心身の成長や健康の保持増進のうえで望ましい栄養や食事の取り方を理解し、自ら管理していく能力を身につける。</p> <p>食事を大事にし、食物の生産等に関わる人々への感謝の心を持つ。</p> <p>食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につける。</p> <p>各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心を持つ。</p>			

事業名	地域との連携による食育の推進		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が連携して食に関する体験型（植付けや収穫等）の学習の充実に取り組みます。 		
主な担当	学校教育課、生涯学習課	評価	B
具体的な実績と現状			
<p>《学校教育課》</p> <p>郷土への理解を深め、感謝の心を育むため、地域の指導者を招いた郷土料理教室や親子料理教室、生産者に協力いただいたのレンコン堀の体験や酪農体験を実施しています。また、給食の時間には、地場産物に対する関心を高めるため、「しろいし食の日」を実施しています。さらに、中学校では、「スポーツ料理教室」を開催し、成長期の望ましい食習慣について理解させるとともに、日常の食生活で実践できる力や感謝の気持ちを高めています。</p> <p>《生涯学習課》</p> <p>おおどぼう倶楽部を通して、サツマイモ、ジャガイモ、大豆の植付け・収穫を実施し、体験型学習に取り組みました。</p>			
課題や今後の方向性等			
<p>《学校教育課》</p> <p>今後も関係機関や地域、生産者と連携して食に関する体験型学習を継続して行っていきます。また、町内の豊かな食材を利用し、地場産物の利用促進も図っていきます。子どもたちを取り巻く食環境が大きく変化していく中で、よりよく対応し、生涯を通して心身ともに健康に過ごすことができるよう、家庭・地域の協力を得ながら、子どもたちの望ましい食習慣の定着を図っています。</p> <p>《生涯学習課》</p> <p>おおどぼう倶楽部での体験型学習は、参加者には好評であり、今後も引き続き実施していきたいと思えます。</p>			

(3) 思春期保健対策の充実

事業名	学校での積極的な健康教育の実施の推進		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・学校において、健康教育を確実に実施します。 ・学校保健委員会による情報交換を継続して取り組みます。 		
主な担当	学校教育課	評価	B
具体的な実績と現状			
<p>小6・中1を対象に防煙教育を実施しました。また、薬物乱用防止等の教育を実施しました。規則正しい生活の推進のための「早寝、早起き、朝ごはん」など、基本的な生活習慣の教育を実施しています。</p> <p>健康診断の意義の理解、目、耳の健康についての指導を行うとともに、歯の健康のためのブラッシング指導を実施しています。</p> <p>外部講師招聘による思春期における性教育を実施しました。</p> <p>学校保健委員会を年間1～2回実施し、学校保健の共通理解を深めました。</p> <p>教育委員会主催の養護部会を年度初めに開催し、養護教諭、教育委員会、町保健師が出席し、学校保健の充実を図っています。</p>			
課題や今後の方向性等			
<p>今後も同様に基本的な生活習慣の定着、健康診断、目、耳、歯の健康についての指導を実施します。防煙教育及び薬物乱用防止等の推進を実施します。</p> <p>思春期においては、性教育を行うとともに、心とからだの健康について、指導を実施します。学校保健委員会の開催や教育委員会主催の養護部会の開催をし、学校保健の充実を図ります。</p>			

事業名	相談機関の紹介や養護教諭、保健師との連携		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に相談日を設けて、専門的知識を持った相談員が対応します。 		
主な担当	学校教育課	評価	B
具体的な実績と現状			
<p>スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）による相談を行っています。平成25年度のSCについては、県の補助事業等を活用し、小学校及び福富中・有明中は月1～2回程度、白石中は月5回程度、SCの来校日を設けました。学校においては、教育相談だより等を発行し、相談窓口の周知を図っています。</p>			
課題や今後の方向性等			
<p>定期的に相談日を設け、専門知識を持った相談員が対応します。</p> <p>児童生徒へのカウンセリングや教職員・保護者への専門的な助言・援助等を行います。</p>			

事業名	喫煙、薬物等に関する教育の実施		
計画における方向性	・小学校、中学校での喫煙防止、薬物乱用防止教育を継続します。		
主な担当	保健福祉課、学校教育課	評価	B
具体的な実績と現状			
<<保健福祉課>> 小中学校では特に実施していません。全体的には、ポスター等の掲示で啓発活動を実施しています。 <<学校教育課>> 防煙教育を小6・中1を対象に実施しました。また、薬物乱用防止等の推進を行いました。			
課題や今後の方向性等			
<<保健福祉課>> 今後も機会をとらえ、喫煙防止、薬物乱用防止教育を継続します。 <<学校教育課>> 今後も防煙教育、薬物乱用防止等の推進を図っていきます。			

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長

子どもの心や体を豊かにするための教育の充実に取り組みます。地域の人からの学びや多様な体験活動を推進します。また、家庭教育に関する事業を推進します。

(1) 子どもの生きる力の育成

事業名	地域人材を活用した授業の実施		
計画における方向性	・地域人材の活用による体験型の学習を推進します。		
主な担当	学校教育課	評価	B
具体的な実績と現状			
<p>地域の特色を生かした総合的な学習の時間の充実を図っていくために、農業体験活動（田植え・稲刈り・いちご・たまねぎなど）、郷土料理づくり、みそづくり、外国語活動等に地域人材をゲストティーチャーとして招聘し、体験型の授業を行っています。</p> <p>町内3中学校の2年生を対象として、地元白石町を中心とした150以上の事業所の協力を得ながら、夏季休業中に授業の一環として、各校の職場体験学習を支援しています。</p>			
課題や今後の方向性等			
地域人材・地元事業所の協力を得ながら、今後もこの体制を継続し、体験型の学習を推進していきます。			

事業名	子どもの居場所づくり		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ポケットパークやまちかど広場として公園の整備を推進します。 ・体験活動は今後も継続して実施します。 		
主な担当	保健福祉課、生涯学習課	評価	B
具体的な実績と現状			
<p>しろいし元気ッズ、おおどぼう倶楽部、ジュニア合唱団の年間を通じた様々な体験活動を通して、事修正・積極性・協調性の向上に努め、子どもたちの健全育成を図りました。</p> <p>特におおどぼう倶楽部では、商工青年部とコラボして1日お仕事体験を実施するなど、その技術や仕事について直接話を聞いたり実体験させたりすることにより、子どもたちの社会性を育む取り組みを行いました。</p>			
課題や今後の方向性等			
しろいし元気ZZは、25年度で廃止といたしましたが、おおどぼう倶楽部にその趣旨を取り入れてボリュームアップを図り、今後も引き続き継続的な事業実施を推進します。			

事業名	豊かな心の育成		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタートを今後計画していきます。 ・読書活動の推進など図書館事業の充実に取り組みます。 ・まつりや郷土芸能など地域の行事、文化を通した心の育成に取り組みます。 ・自然体験活動を推進し、自然に親しむ心や生きる力を育てます。 		
主な担当	保健福祉課、生涯学習課	評価	B
具体的な実績と現状			
<p>《保健福祉課》 乳児健診時に読み聞かせの会等の協力で絵本の読み聞かせや本の紹介、ブックスタート事業の説明を行い、絵本のプレゼントも実施しました。乳幼児と保護者が絵本を介して心ふれあうひと時をもつことができた。</p> <p>《生涯学習課》 毎月第2・第4土曜日におはなし会を行いました。本の読み聞かせ・手遊び・ミニ工作教室を行いました。また、毎月1回季節に応じた工作教室を行いました。 町内の豊かな自然環境を活用し、おおどぼう倶楽部を通した体験活動の機会の充実を図ることにより、自然に親しむ心や生きる力を育てました。 子ども会を通して、まつりや郷土芸能など地域の行事に参画されています。</p>			
課題や今後の方向性等			
<p>《保健福祉課》 今後もブックスタート事業を実施していきます。</p> <p>《学校教育課》 おはなし会の参加者が少ないため、PR活動を盛んにしていきます。また、読書活動の推進など図書館事業の充実に取り組んでいきます。 子どもたちの文化活動、生きる力の育成に向けた支援を今後も充実させていきます。</p>			

事業名	健やかな体の育成		
計画における方向性	・学校と地域が連携した社会体育の推進に取り組みます。		
主な担当	学校教育課、生涯学習課	評価	D、B
具体的な実績と現状			
<p>《学校教育課》</p> <p>学校では、体育の授業を中心に休み時間や学校行事にマラソンや縄跳びを取り入れるなど、体づくりを努めています。</p> <p>《生涯学習課》</p> <p>生涯学習課では、スポーツ・レクリエーションの振興の面から、①ニュースポーツの講習会や②ファミリースポーツデー③歌垣の郷ロードレース大会を開催しています。</p> <p>①については、平成26年度に「ニュースポーツ指導者養成講習会」として、PTA行事や学校行事でニュースポーツを活用していただけるよう、学校に呼びかけをお願いし、PTA役員や先生方に参加いただき開催しました。</p> <p>②については、ファミリー（親子など）でスポーツに親しんでいただくよう、学校にも呼びかけをお願いして開催しました。</p> <p>③の歌垣の郷ロードレース大会においても、町内の小学校に参加呼びかけをお願いするとともに、3中学校には生徒たちを補助員としてもお願いし、大会関係者と一緒に大会運営に携わりながら地域の大会を盛り上げてもらっています。</p>			
課題や今後の方向性等			
<p>《学校教育課》</p> <p>体力は、人間のあらゆる活動の源であり、子どもたちの健全な発達・生長を支える重要なものの一つです。</p> <p>小中学校では毎年、体力テストを行っていますが、全国及び県平均とほぼ同様の結果となっていますが、学年によっては、全国及び県の平均を下回っており、体力向上に向けて、楽しさや喜びを感じられるような体力・保健体育の授業展開を図るとともに、学校全体の継続的な取り組みにより運動の日常化を図る必要があります。</p> <p>《生涯学習課》</p> <p>①ニュースポーツの講習会は、種目が固定化する中、参加校にバラつきがあります。目新しい種目の検討や参加者増の方法など工夫を凝らす必要があります。</p> <p>②ファミリースポーツデーは、平成26年度は、会場をむつごろうカントリークラブから総合運動場に移し、総合運動場の試験開放と合わせて開催します。</p> <p>③子どもたちが外で遊ばなくなったとか、車社会により、走る・歩く機会が減ったとか、子どもたちの体力低下が心配される中で、児童生徒の体力向上のためにも、学校と連携し参加者を増やすように努めるとともに、学校にも日ごろの体づくりについて、児童・生徒及び保護者に啓発していただくようお願いをしていきます。</p>			

(2) 家庭や地域の教育力の向上

事業名	あいさつ運動の実施		
計画における方向性	・今後も継続して行います。		
主な担当	学校教育課、生涯学習課	評価	B、C
具体的な実績と現状			
<p>《学校教育課》 あいさつ運動については、小中学校において、児童生徒及び教師による朝のあいさつ運動をはじめ、保護者によるあいさつ運動を兼ねた朝の立哨当番を行っています。 あいさつをするという当たり前のことができる子どもたちを保護者自ら指導しています。</p> <p>《生涯学習課》 青少年育成町民会議を通じて、PTA・地域の見守り隊への育成・支援等を行い、あいさつ運動を後援してきました。</p>			
課題や今後の方向性等			
<p>《学校教育課》 今後も学校、保護者によるあいさつ運動を行い、自ら進んであいさつができる児童生徒の育成を行います。</p> <p>《生涯学習課》 今後も継続して実施します。</p>			
事業名	地域団体の活動支援の推進		
計画における方向性	・地域団体の活動支援を継続して行います。		
主な担当	生涯学習課	評価	C
具体的な実績と現状			
<p>子どもたちの健全育成に関わる社会教育関係団体（町内小中学校PTA、地域婦人連絡協議会、青年団体）に対し、活動の支援・協力を行いました。</p>			
課題や今後の方向性等			
<p>地域婦人連絡協議会、青年団体等の会員が減少していることが課題となりますが、地域団体の活動支援を今後も継続して行います。</p>			

事業名	家庭教育に関する講座等の実施		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・親子の絆を深める行事の企画、実施に取り組みます。 ・今後も参加者の意見を参考にしながら継続して行います。 		
主な担当	学校教育課、生涯学習課	評価	C
具体的な実績と現状			
<p>《学校教育課》 各学校では、家庭教育に関する講座を年1回実施しています。教育関係者や専門家を招いて子どもの発達段階に応じた関わり方や、生徒指導上の諸問題等について、保護者が学ぶ場を設けています。</p> <p>《生涯学習課》 親子職業体験など、地域の方々や親子で参加する体験活動を取り入れました。また、新たに通学合宿に取り組み、生活習慣の見直し、親のありがたみを感じてもらうなど家庭教育の充実を図りました。</p>			
課題や今後の方向性等			
<p>《学校教育課》 今後より一層、学校教育と家庭教育の重要性が問われてくると思われます。子どもたちのために、学校と家庭及び地域とが課題を共有し合って、子育てを行っていく必要があります。</p> <p>《生涯学習課》 今後も親子の絆を深める行事の企画、実施に取り組みます。</p>			

事業名	世代間交流の推進		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・行事などを通じた世代間交流の推進を行います。 ・ボランティアや地域の活動団体を支援し、世代間交流を推進します。 		
主な担当	学校教育課、生涯学習課	評価	B
具体的な実績と現状			
<p>《学校教育課》 町内の学校においては、祖父母参観日を設け、世代間の交流を図っています。学校によっては、子どもたちとおじいちゃん、おばあちゃん、保護者、地域の皆さんとのふれあい集会を実施し、折り紙、面子、あやとり、まりつき、お手玉、おはじき、カルタといった、昔遊びなどで交流を図っているところもあります。</p> <p>また、学校や地域によっては、通学時の見守りや学習児のサポートをして頂いているところもあります。</p> <p>《生涯学習課》 しめ縄づくり、もちつきなど地域の方々、ボランティアの協力を得ながら世代間交流を図りました。</p>			
課題や今後の方向性等			
<p>《学校教育課》 今後も、学校行事等の折に広く地域の方々に周知し、参加を呼び掛けるなどして世代間の交流を図っていきます。</p> <p>《生涯学習課》 高齢者のボランティアによる登下校の見守り隊や、地域の活動団体による世代間交流を支援し、積極的に推進します。</p>			

(3) 次世代の親の育成

事業名	乳幼児とのふれあい体験学習		
計画における方向性	・小学生、中学生と乳幼児とのふれあい体験学習を推進します。		
主な担当	保健福祉課、学校教育課	評価	B
具体的な実績と現状			
<p>《保健福祉課》 小中学生全員に対し実施することはできませんでしたが、中学生の職場体験を通じ乳幼児健診時にあかちゃんとふれあう機会を設けました。</p> <p>《学校教育課》 技術・家庭科の授業の一環として、町内中学生が各保育所を訪問し、乳幼児とのふれあい体験学習を行っています。 職場体験学習の中で、毎年3年間、町内の各幼稚園・保育所を訪問し、ふれあい体験学習を行っています。</p>			
課題や今後の方向性等			
公設民営化が進んでいますが、各園の協力体制を維持し、今後とも、ふれあい体験学習を推進していきます。			

基本目標4 安心、安全な環境づくり

子どもを交通安全や犯罪、有害環境から守るための取組を推進します。

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業名	交通安全を確保するための活動の推進		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して行います。 ・交通指導員の育成と街頭指導を行います。 ・通学路での交通安全指導を行います。 ・児童のヘルメット着用を今後も継続して推進します。 		
主な担当	総務課、学校教育課	評価	B
具体的な実績と現状			
<p>《総務課》 交通安全指導員による通学路での街頭指導を行っています。 交通安全教室で交通ルール遵守とヘルメット着用の徹底を指導しています。 通学路点検を行い、危険個所の対策工事を行っています。</p> <p>《学校教育課》 小中学校においては、交通指導員、警察による交通指導及び交通安全の講話などを行っています。 また、学校での自転車の安全点検や行き先の決まりごとを学校で作成しています。</p>			
課題や今後の方向性等			
<p>《総務課》 交通安全指導員の確保が難しくなっています。 通学路点検を毎年実施し、通学路の安全性を向上させていきます。</p> <p>《学校教育課》 登校時に警察、交通児童員、保護者による立哨指導や交通安全の講話等を行っています。 また、自転車運転の指導、自転車点検、学校毎の決まりごとを定め交通安全の推進を行います。</p>			

事業名	チャイルドシートの正しい使用の徹底		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署のポスター提示によるチャイルドシート使用の呼びかけを行います。 ・交通安全協会等の機関紙の配布等により、正しい使用方法の周知を行います。 		
主な担当	総務課	評価	B
具体的な実績と現状			
<p>保育所や幼稚園にのぼりを設置しました。 交通安全教室で警察官より園児へチャイルドシートを着用するよう指導を行いました。 チラシ等の全戸配布によりチャイルドシート着用の徹底を呼びかけました。</p>			
課題や今後の方向性等			
<p>チャイルドシートの重要性は理解されているものの、着用が徹底されていないことから、引き続き広報活動を行っていきます。</p>			

(2) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

事業名	各学校等の危機管理マニュアルの点検確認		
計画における方向性	・各学校で危機管理マニュアルの点検・見直しを徹底的に行います。		
主な担当	学校教育課	評価	B
具体的な実績と現状			
避難経路図や危機管理マニュアル・校区内の安全マップを作成し、職員のみならず児童生徒に対しても注意を促し、危険防止に対する意識を高めています。			
課題や今後の方向性等			
各学校で危機管理マニュアル等の点検・見直しを定期的に行います。			

事業名	防犯教室などによる子どもたちの防犯意識啓発		
計画における方向性	・不審者対策避難訓練等の体験型指導を行います。 ・防犯ブザーを配布し、危険回避指導の徹底に取り組みます。		
主な担当	学校教育課	評価	B
具体的な実績と現状			
各学校で不審者対策避難訓練を毎年実施しています。 全新入学児童に防犯ブザーを配布し、危険回避についての指導を行っています。			
課題や今後の方向性等			
不審者対策避難訓練等の体験型指導を実施し、危険防止に対する意識を高めていきます。 防犯ブザーを配布し、危険回避指導の徹底に取り組みます。			

事業名	「子ども110番の家」設置、防犯パトロールの推進		
計画における方向性	・子ども110番の家の設置を推進します。 ・防犯パトロールを実施します。		
主な担当	生涯学習課	評価	B
具体的な実績と現状			
110番の家のプレート配布、PTA役員・保護者による確認・依頼を行っています。 高齢者のボランティアによる登下校時の見守りに加え、夏季休業中の夜間防犯パトロール等を実施しています。			
課題や今後の方向性等			
子ども110番の家の設置を推進します。 防犯パトロールを今後も引き続き実施します。			

事業名	情報交換及び協力体制づくりの推進		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA、老人クラブなど、地域連携の防犯体制を強化します。 ・子どもの防犯の取組について地域住民への広報、啓発を行います。 		
主な担当	総務課	評価	C
具体的な実績と現状			
警察や防犯協会と連携し、広報誌の回覧等を行っています。 防犯推進委員によるチラシの配布等を行っています。			
課題や今後の方向性等			
地域の防犯体制が強化できるよう、引き続き広報活動を行っていきます。			

(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	一般書店やコンビニなどへの立ち入り調査		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の協力を得て立ち入り調査を継続します。 		
主な担当	生涯学習課	評価	B
具体的な実績と現状			
毎年11月に町内地域環境点検を実施しています。平成25年度は、コンビニなど22か所で有害図書・酒・タバコなど、青少年対応について立ち入り検査を実施しました。			
課題や今後の方向性等			
事業所の協力を得て、立入調査を継続していきます。			

(4) 安全・安心なまちづくりの推進

事業名	通学路の安全点検		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の危険箇所の把握、点検を行います。 		
主な担当	学校教育課	評価	B
具体的な実績と現状			
関係機関合同（教育委員会、学校、総務課、建設課、武雄土木事務所、白石警察署）による点検を平成24年度から年1回開催し、危険箇所の把握及び対策を講じています。			
課題や今後の方向性等			
今後もこれを継続し、危険箇所の把握及び対策を講じていきます。			

事業名	ユニバーサルデザインによる歩道の整備の推進		
計画における方向性	・歩道の安全確保のためのユニバーサルデザイン化を推進します。		
主な担当	建設課	評価	D
具体的な実績と現状			
交通安全施設整備や社会資本整備総合交付金事業などにより歩道の整備を行ううえで、視覚障害者のための点字誘導ブロックの設置や、車椅子と歩行者が安全に離合できる幅員の確保を行いました。			
課題や今後の方向性等			
歩道の整備を推進するうえにおいて、歩道設置に必要な用地の確保や改良に係る予算の確保が必要です。 今後についても、ユニバーサルデザイン化を推進し、歩行者等が安全に通行できる歩道整備を推進します。			

事業名	町営住宅、公共施設等の環境整備の推進		
計画における方向性	・公共施設や町営住宅の新設、改築時におけるシックハウス対策やユニバーサルデザイン化を推進します。		
主な担当	建設課	評価	B
具体的な実績と現状			
町営住宅建替え（1団地）を行い、シックハウス対策を講じるとともに高齢者や障害者、幼児等が安全・快適に暮らせるようバリアフリー化を推進しました。 しかし、他の町営住宅については昭和30年代～50年代に建築された住宅であり、環境整備が不十分です。			
課題や今後の方向性等			
計画的な公営住宅建替えを行っていき、建築時にシックハウス対策及びバリアフリー化を推進していきます。			

基本目標5 仕事と生活の調和の推進

男女がともに助け合って子育てを行うための環境づくりを行います。育児休業制度などの普及・啓発に取り組みます。

(1) 子育てをするための働きやすい環境づくり

事業名	広報・啓発・支援制度の情報提供などの推進		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な保育サービスの提供と利用相談を通じ、子育て中の労働者の支援に取り組みます。 ・職場環境の改善に向け、事業所に対し、育児休業制度の普及啓発などを行います。 ・男女共同参画社会を推進し、特に父親の子育てへ主体的参加を目指します。 ・中学生など、次代を担う子どもに対する教育を推進します。 		
主な担当	企画財政課	評価	C
具体的な実績と現状			
<p>推進団体である白石町男女協働参画みらいネットの会へ補助金を支出し、自主的な推進活動を支援しました。また、行政との協働により町民向けのフォーラムを開催しました。</p> <p>学校教育においては、発達段階に応じて、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて充実が図れるよう情報提供を行いました。</p>			
課題や今後の方向性等			
<p>子育て中の世代や、これから親となる世代への男女協働参画の視点に立った家庭教育の推進、男性や子どもにとって、よりよい男女協働参画のあり方を研究する必要があります。</p>			

基本目標6 支援が必要な児童・家庭へのきめ細やかな取組の推進

児童虐待の防止やひとり親家庭、障がい児への個別的、専門的支援に取り組みます。

(1) 児童虐待防止対策の充実

事業名	虐待に関するネットワークの整備		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での虐待の発見、通報についての啓発活動を行います。 ・要保護児童連絡協議会を設置し、個別ケースの検討や関係機関の連絡調整を行います。 		
主な担当	保健福祉課	評価	B
具体的な実績と現状			
<p>要保護児童の早期発見及び適切な保護や支援を図るため、関係機関の間で情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応する『白石町要保護児童対策地域協議会』を設置しています。「協議会」では、以下の会議にて支援等の施策を講じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者会議 ・実務者会議 ・個別ケース検討会議 			
課題や今後の方向性等			
<p>少子化や核家族等の社会環境の変化に伴う親の孤立化や育児負担の増加により、子育てに不安や不満を感じる親が増えています。また、子どもや家庭をめぐる問題は複雑・多様化、深刻化しており、対応困難な事例が増えています。</p> <p>児童虐待相談対応件数は依然として増加傾向にあり、いつでもどこでも起こりうることから、未然防止に重点を置いた対策を講じていくとともに、これまで以上に関係機関との連携を強化し、予防から早期発見、早期対応にむけて様々な取り組みを進めていきます。</p>			

事業名	虐待予防の取組の推進		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査や戸別訪問を利用し、困難を抱える家庭の早期支援に取り組みます。 		
主な担当	保健福祉課	評価	B
具体的な実績と現状			
<p>2か月児相談の際、母親へのアンケートを実施し、リスクのある場合は、来所、訪問により継続的なフォローを行いました。</p> <p>平成25年度から子育て相談を月2回に増やし、専門職による相談、療育を行いました。</p>			
課題や今後の方向性等			
<p>リスクの高い家庭への継続的な支援を実施するための専門員が不足しており、現状の体制では厳しい状態です。</p> <p>母親の育児不安をやわらげ、地域で安心して子育てができるような機会を設ける必要があります。</p>			

事業名	保育所、幼稚園、学校による日常保育での早期発見、早期対応		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・日常保育や学校生活での虐待の早期発見に努めます。 ・民生児童委員との情報交換を行います。 		
主な担当	保健福祉課、学校教育課	評価	B
具体的な実績と現状			
<p>《学校教育課》</p> <p>児童生徒の虐待の早期発見については、日常の健康観察の折や定期的な健康診断等において、児童生徒の心身の変化について気付く機会を設けています。また、校内の危機管理マニュアルに児童生徒の虐待についての早期発見・早期対応について示し、校内の体制を整えています。</p> <p>また、民生児童委員との定期的な情報交換を学校及び教育委員会とで行うようにし、連携を取り合いながら、児童生徒の支援を行うようにしています。</p>			
課題や今後の方向性等			
<p>《学校教育課》</p> <p>問題を抱えている家庭が増えている傾向が見られます。今後とも、各機関との連携を図りながら、児童生徒をサポートしていく必要があります。</p>			

(2) ひとり親家庭等への自立支援の推進

事業名	ひとり親家庭等への相談、支援等の充実		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等への経済的支援や就業支援等を行います。 ・県や関係機関と連携した支援に取り組みます。 ・広報誌等での事業の周知徹底に取り組みます。 		
主な担当	保健福祉課	評価	A
具体的な実績と現状			
<p>【就業・自立支援をサポートします。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給 ・ひとり親家庭等医療費助成 ・各種資金の貸付（修学資金・就学支度資金など12種類） ・高等技能訓練促進費 ・母子家庭等就業支援講習会 ・無料法律相談・心理相談 <p>【優遇制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税の軽減 ・保育料の軽減 ・JR通勤定期の割引 <p>【日常生活をサポートします。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等日常生活支援 <p>【県や関係機関と連携した支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県福祉事務所 ・佐賀県母子寡婦福祉連合会 ・民生委員 ・児童委員 ・主任児童委員 <p>【事業の周知徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭のしおり ・広報しろいし ・県政だより ・ケーブルテレビ ・各種パンフレット 			
課題や今後の方向性等			
<p>ひとり親家庭等の方が、職業と家庭生活の安定と向上のために、自ら自立を図ることができる環境を作っていくために、下記のような支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自立に向けて安定した生活を得るための就業支援の推進 ○安心して子育てや生活ができるための支援の推進 ○子どもの健やかな成長のための支援の推進 ○ひとり親家庭等の自立や子どもの就学のための経済的支援の推進 ○相談機能の強化と情報提供の充実 			

(3) 障がい児施策の充実

事業名	療育相談、支援等の充実		
計画における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児をもつ家庭への経済的支援を行います。 ・県や関係機関と連携した支援に取り組みます。 ・広報誌等での事業の周知徹底に取り組みます。 ・職員の指導の質の向上のため、障がいについての理解や適切な教育についての研修、情報交換を行います。 ・就学相談を継続して実施します。 ・保育所、幼稚園、放課後児童クラブなどでの障がい児の受け入れ体制の整備を行います。 		
主な担当	保健福祉課、長寿社会課、学校教育課	評価	C
具体的な実績と現状			
<p>《長寿社会課》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用希望が多い日中一時支援事業について、平成24年10月より蓮の実の1日当たり利用定員を6人から8人へ増やし、障害児の日中における活動の場を提供し、保護者の就労支援及び一時的な休養を確保することができました。 <li style="padding-left: 20px;">給付実績 H23年度1,797,849円 H24年度4,199,792円 H25年度5,182,171円 ・在宅の重度障害児（者）が地域で安心して生活できるよう、日中一時支援事業所に運営経費の一部を補助する介護者レスパイト支援事業を平成25年度より開始しました。 <li style="padding-left: 20px;">補助実績 H25年度437,500円 ・気になる子どもの増加に伴い、療育指導を希望する保護者が増加しています。 <p>《学校教育課》</p> <p>就学前及び小中校在籍中の児童生徒を対象に年2回の就学相談会及び随時就学相談を実施しています。</p>			
課題や今後の方向性等			
<p>《長寿社会課》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児の日中における一時預かり事業はニーズが高く、日中一時支援事業所等の体制の整備が課題です。 ・特別支援学校への通学支援及び特別支援学校から日中一時支援事業所までの送迎支援について検討する必要があります。 ・早期療育の観点から、支援体制の強化と、適切な療育支援ができる事業所と人材の育成が課題です。 <p>《学校教育課》</p> <p>就学前の年長児に加えて、年中児も対象に加え、今後さらに保健福祉課との連携を深め、より早期からの障害についての理解と保護者の支援を進めていきます。</p>			

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1. 市町村等の責務

子ども・子育て支援法第3条では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。

また、法では「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

市町村の責務	
1	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
2	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
3	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

事業主の責務	
1	事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育て支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

国民の責務	
1	国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(子ども・子育て支援法より抜粋)

2. 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や市町村はもとより、家庭や地域、幼稚園、保育所、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1) 行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、多様な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的な生活習慣の確立にとって重要な役割と責任をもっていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、家庭が協力して子育てを進めることが重要です。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障害の有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

さらに、町民一人ひとりには地域を構成する一員であるという自覚をもち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

(4) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業がもつノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

3. 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けては、良質で適切な教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援事業を推進することを目指します。

(1) 市町村内における関係者の連携と協働

良質で適切な教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの健診等の事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

(2) 近隣市町との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

(3) 国・県との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援新制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援新制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町間の連携を図る上では、必要に応じて県が広域調整を行うこととなっていることから、国・県との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

資料編

1. 白石町子ども・子育て会議の開催状況

期 日	内 容
【第1回】 平成25年11月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付 ・ 子ども・子育て会議の概要説明 ・ 会長及び副会長の選任 ・ 子ども・子育て支援新制度について ・ 白石町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートについて
【第2回】 平成26年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白石町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果について ・ 白石町子ども・子育て支援事業計画の概要について ・ 白石町子育て支援事業の状況と量の見込の算出について
【第3回】 平成26年6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援に関する各種事業等の基準案について ・ 平成26年度のスケジュールについて
【第4回】 平成26年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各基準の条例（案）について <ul style="list-style-type: none"> ・ 白石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案） ・ 白石町特定教育・保育及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案） ・ 白石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案） ・ 白石町保育の実施に関する条例を廃止する条例（案）
【第5回】 平成27年1月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白石町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
【第6回】 平成27年3月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用定員について ・ 白石町子ども・子育て支援事業計画(案)の報告について

2. 白石町子ども・子育て会議条例

○白石町子ども・子育て会議条例

平成25年10月4日

条例第21号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条第2項において「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、白石町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

(1) 子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）をいう。

(2) 事業主を代表する者

(3) 労働者を代表する者

(4) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関する事業に従事する者

(5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(6) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(会議の運営)

第7条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(白石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 白石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年白石町条例第38号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

3. 白石町子ども・子育て会議委員名簿

敬称略（平成26年4月1日現在）

委員氏名	団体・委員役職	分野	備考
江口 武好	白石町教育委員会教育長	教育関係	会長
大川内 加代子	白石町立有明南小学校長	学校教育	
長野 京子	元白石町立保育園園長	学識経験者	
江藤 洋志	学校法人 有明幼稚園園長	幼児教育	
指山 健次郎	有明ふたば保育園園長	保育	
平川 千洋	主任児童委員	主任児童委員	
大串 憲昭	介護老人保健施設「白い石」事務長	事業主代表	
池上 光子	白石町子育て支援センター長	労働者代表	
小笠原 タミヨ	育児サークル「あいあい」代表	子育て支援当事者	副会長
浦霧 慶哉		保護者	
土井 美奈子		保護者	
井崎 真理		保護者	
香月 時子	保育士	(公募)	
百武 美恵子	白石町学童指導員	(公募)	

※任期：平成25年11月13日～H27年11月12日